

ISSN 1343-4950

愛知産業大学短期大学紀要

第 35 号 2023 年 3 月

愛知産業大学短期大学

目 次

外国につながる子どものヤングケアラーに関する考察	
川崎 直子	1
教育経営研究における「ナラティブ的探究」の可能性	
首藤 貴子	19
ICT 教育のための条件整備	
高野盛光	33
危機時におけるリーダーの英語コミュニケーション術	
寺澤 陽美	41
英語ライティングの授業における MENTIMETER の活用	
松野 澄江	51
ディオバン事件—刑事責任の問題について—	
横瀬 浩司 & 横瀬 富如	63
2022 年専任教員研究業績一覧	73

INDEX

<i>A Study on Young Carers of Foreign Children</i>	
Naoko KAWASAKI	1
<i>A Hermeneutics Approach to Research on Educational Administration</i>	
Takako SHUTO	19
<i>Improvement of conditions for ICT education</i>	
<i>Morimitsu TAKANO</i>	33
<i>The Communication Strategies in English as Leaders in Times of Crisis</i>	
Harumi TERASAWA	41
<i>Using Mentimeter in the English Writing Classroom</i>	
Sumie MATSUNO	51
<i>Diovan Case—On the Issue of Criminal Liability—</i>	
Koji YOKOSE & Fuyuki YOKOSE.....	63
<i>Research Achievements in 2022</i>	73

外国につながる子どものヤングケアラーに関する考察

川崎 直子

愛知産業大学短期大学

A Study on Young Carers of Foreign Children

Naoko KAWASAKI

Aichi Sangyo University College

キーワード

ヤングケアラー、外国につながる子どもたち、子ども通訳、厚生労働省

要 旨

近年、「ヤングケアラー」問題は社会問題の一つとして報道されたり、当事者が声を上げて発言したりするなどして認知度が徐々に上がってきている。「ヤングケアラー」とは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもを指す。しかし、ヤングケアラー問題が外国人児童生徒の間では日本人の子どもより深刻であることは、あまり知られていない事実である。ここ数年の間に日本人の子どものヤングケアラーの実態把握が徐々に進んできているが、同じくヤングケアラーである外国人の子どもの現状はその陰に隠れて表面化することが難しい状況である。

本稿は、日本人の子どもではケアの対象にならない外国人の子どもが抱える「子ども通訳」の問題とその他の家庭内ケアについて考察する。民間の調査データと愛知県による実態調査のデータを基にして、外国につながる子どもたちの日本語支援者からの聞き取り、そして保育士、子育て支援センター職員、保健師に聞き取りした結果を分析するものである。

1. はじめに

ヤングケアラー研究の第一人者であるイギリスの Becker (2000) は、ヤングケアラーを“Children and young persons under 18 who provide or intend to

provide care, assistance or support to another family member.”（家族の介護やサポートをしている 18 歳未満の子どもおよび青年）と定義している。また、Chikhradze（2017）は、“Children and adolescents under the age of 18 who provide care, assistance or support for one or more chronically ill family members are called young carers.”（慢性疾患のある家族の 1 人または複数に介護、支援、サポートを提供する 18 歳未満の子どもや青年をヤングケアラーと呼ぶ）と定義している。

日本では厚生労働省が「ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」としている。また、ケアを担う「ケアラー（carer）」とは、「ケアに必要な家族や親族や友人などに介護や世話や気遣いや見守りを無償で行なっている人という意味である」と澁谷（2017）は述べている。

ヤングケアラーは年齢に不釣り合いな家族の介護や看護の責任、家事やきょうだいのケアの負担を負うことで、本人の教育や進路に影響が及ぶといった問題が生じている。しかし、家庭内の深層の問題であることや家族や周囲の人間に自覚や意識がないといったこと、当事者である子ども自身が一般的な「家の手伝い」との境界線がわからないといった理由から、日々のケアを行う子どもに支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。

厚生労働省は、「明確な定義はないが、ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです」として以下の 10 の類型を挙げている。

表 1 ヤングケアラーとは（日本）

1	障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
2	家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
3	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
4	目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
5	日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

6	家計を支えるために労働をして障がいや病気のある家族を助けている
7	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している
8	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている
9	障がいや病気のある訴額の身の回りの世話をしている
10	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

上記の10類型と、イギリスで示された“Young Carers in the UK”（The 2004 Report : p.7）のCaring tasks（ケアの内容）の6類型を比較してみよう。

表2 Caring tasks（イギリス）

1	Domestic tasks : household chores such as cooking, cleaning, washing, ironing etc. (家事 : 炊事、掃除、洗濯、アイロンがけなど)
2	General care : nursing-type tasks such as giving medication, changing dressings, assisting with mobility etc. (介護全般 : 投薬、着替え、移動介助など)
3	Emotional support : observing care recipients' emotional state, providing supervision or trying to cheer them up when they are depressed etc. (精神的支援 : 被介護者の精神状態の観察、見守り、落ち込んでいるときの励ましなど)
4	Intimate care : washing, dressing and assisting with toilet requirements. (身の回りの世話 : 洗濯、着替え、トイレの介助など)
5	Child care : helping to care for younger siblings in addition to other caring tasks. (きょうだいの世話 : ほかの家事をしながら年下のきょうだいの世話を する)
6	Other tasks : household and other administration, bill paying, translating for non-English speaking relatives, accompanying to hospital etc.

(その他：家事や手続きなどの事務処理、請求書の支払い、英語を話さない親族の通訳、病院への付き添いなど) ¹
--

厚生労働省の類型 5 とイギリスの類型 6 が移民の子どもを対象にしていることは明白である。厚生労働省が「日本語が第一言語ではない家族のために通訳をしている」を、イギリスのように「その他のタスク」で一つに括らず、独立した一類型として取り上げていることは非常に画期的で、国が日本に居住する外国人の子どもの生活実態をよく把握している表れだと思われる。

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2021) が全国の市町村要保護児童対策地域協議会を対象にした調査で「ヤングケアラー」という概念の認識をしているかきいたところ、「認識している」が 76.5%、「昨年度までは認識していなかったが、認識するようになった」が 16.8%、「認識していない」が 6.6%と、令和元年度調査に比べて認識している割合が大幅に高くなったという報告をしている。そのような状況の中、厚生労働省は 2021 年 5 月に、厚労副大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図ると発表した。

2. 厚生労働省が示すヤングケアラーの類型 5 「通訳」

2-1. 実態調査から

ヤングケアラーの実態調査は今までいくつか実施されてきているが、厚生労働省が示すヤングケアラーの類型 5 「日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」の問いで「はい」と答えた回答者は、外国につながる子どもたちだと考えられる。調査結果の一つを概観してみると、濱島・宮川 (2018) は、大阪府の公立高校で行った調査で全体の 5.7%に家族の通訳をしている生徒がいたと報告している。三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2021) の調査では、中学 2 年生で 8.0%、全日制高校 2 年生で 7.7%、定時制高校 2 年生で 9.1%という結果が出ている。また、2022 年に愛知県が県内の小学生・中学生・高校生を対象としたアンケート調査の結果が表 3 である。

表 3 愛知県のヤングケアラーの実態調査²

¹ 本稿での英文の翻訳は筆者による。

² 愛知県福祉局児童家庭課「愛知県ヤングケアラー実態調査 報告書」(2022 年 3 月)

	世話をしている家族がいる	世話の内容「通訳」
小学 5 年生	16.7%	5.7%
中学 2 年生	11.3%	7.1%
高校 2 年生	7.1%	7.2%

愛知県福祉局児童家庭課「愛知県ヤングケアラー実態調査 報告書」を基に筆者作成

愛知県の調査項目の「世話の内容 — 通訳」の問いに回答した小学 5 年生の 5.7%、中学 2 年生の 7.1%、高校 2 年生の 7.2%は外国につながりを持つ児童生徒であると考えられる。外国人の子どものヤングケアラー特集が組まれたテレビ番組³からその一例を紹介する。放送当時 20 歳だったアジア出身の女性は、日本語が話せない病気の母親ときょうだいのために通訳を担い、家計を支えるためアルバイトに追われる毎日を過ごしてきた。英語の先生になるという夢を持って入学した専門学校も中退することになった。彼女自身医療現場の用語が完璧に理解できる日本語力ではないが、母親の主治医は彼女が日本語を理解できていると思って話を進めていく。しかし、彼女は間違えた通訳をしているかもしれないと不安を抱える日々を送っている、という内容であった。

この当事者が述べているように、医師も外国人の子どもが日常会話の日本語を流暢に話していることで日本語が理解でき、完璧に通訳ができると誤解していることがわかる。バトラー (2011) が子どもの音声言語能力に支援者がごまかさず、ニーズを正確に把握していないことがあると述べるように、外国人児童生徒の中には、生活言語である日本語力は高くても、学習言語⁴としての日本語の獲得が十分ではない場合が多い。

日本人のヤングケアラーであれば起こり得ない通訳の問題が、外国人のヤングケアラーの日本語も母語も年齢相当の能力ではない「ダブルリミテッド」と呼ばれる子どもに生じるといえる。

2-2. 「子ども通訳」の事例

本稿では、厚生労働省が提示するヤングケアラーの類型 5 に当たる外国につ

³ 2021 年 5 月 10 日放送 NHK クローズアップ現代「私は夢をあきらめた 外国籍ヤングケアラーの日常」

⁴ 「学習言語」は一人対一の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力であり、「生活言語」は教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力のこと。「生活言語」は普段の生活の中で自然に身に付くが、「学習言語」は生活の中で身に付くことは期待できない。日本語指導担当教師が中心となった計画的な支援が必要になる (文部科学省 2019: 25)

ながる子どもが家族のために母語で通訳することを、最近使われ始めている「子ども通訳」⁵という用語で文脈に応じて使用する。

「子ども通訳」について、原（2018）は親が外国籍の場合、必ずしもバイリンガルというわけではない10代の子どもたちが行政窓口や病院などで親に通訳をしていると指摘している。しかし、「日本語指導が必要な子ども」⁶が通訳を行っても、医療用語などは部分的な通訳しかできないことは明らかである。また、子どもが親に緊急手術が必要だと通訳すべきところ、親のことをかわいそうだと思ってしまい、「治ったから帰ってもいい」と伝えたという事例もある（加山2022）。

筆者は2005年から愛知県西部地区の公立小中学校と保育所で外国につながる子どもたちの日本語支援をしている。支援当初から、本人の病気やケガ等以外の理由で学校を休む子どもたちがいた。欠席理由は家族の病院への付き添い、両親や祖父母の携帯電話の機種変更の付き添いなどであり、小学生の子どもが学校を休んで家族の「通訳」として様々な場面に同行していた。しかし、15年以上前は「ヤングケアラー」という概念自体なく、「外国の子は親の通訳までしてえらい」「親の付き添いまでして家族思いの子」と美談で語られていた。週末に買い物ついでに携帯ショップに立ち寄るのではなく、当時は平日に学校を休ませて機種変更の通訳をさせるという事の重大性に気づく大人はいなかった。

筆者は、日本語支援をしている小学2年生の子どもが、近所の内科医院で平日の午前中に病気の弟を連れて会計をしている場面に遭遇したことがある。そばに親の姿はなかった。その子どもは、薬剤師に「こっちは食間に1錠ずつ、こっちは毎食後1回2錠ずつね」と言われて途方に暮れていた。筆者が「白い薬はご飯を食べた後、2時間たってから1個のむこと。こっちは黄色い薬は、朝ごはんの後2個、昼ごはんの後2個、晚ごはんの後2個」と説明して、薬袋にひらがなで書き記したが、そもそも「日本語指導が必要な子ども」に「食間」という漢語の意味や助数詞の「錠」が理解できようはずがない。また、平日の午前、地域の大病院に紹介状を持参して待合室にいる外国人一家八人に出会った。祖父母らしき二人、両親と中学生、小学生二人と幼児一人という家族構成だった。

⁵ 『外国人住民への子育て支援白書』p.7

⁶ 「日本語指導が必要な子ども」とは、日本語で日常会話十分にできない児童生徒や、日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒を指す。2022年の愛知県の日本語指導が必要な児童生徒数は、二位の神奈川県7,299人を大きく引き離す12,738人で全国一位である。（文部科学省）。

その中の誰が病人なのかわからなかったが、子どもたちは全員学校を休んで家族総出で病院に来て、日本語が全く話せない祖父母・両親に代わって通訳をしていた。

日本語が話せない親からすると、子どもがたとえ日本語指導の対象児であっても、病院の窓口で通じる日本語を話し、日本の学校に行っている我が子は日本語が流暢だと思える。また、有料の医療通訳（後述）を依頼すれば家計を圧迫するため、学校を休ませてでも子どもに通訳をさせている現状が垣間見える。医療現場に医療通訳が配置されていない場合、特にその一家の長子は日本語が話せない親のために自分がしっかりしなくてはと、家族のために子ども通訳としての責任を負わなくてはならない現実がある。

2-3. インタビュー調査の結果から

筆者が分析に関わった愛知県・岐阜県・三重県の子育て支援者を対象に2021年11月～2022年5月にかけて行われたインタビュー調査⁷から、子ども通訳の事例を挙げる。

表4 愛知県・岐阜県・三重県の子育て支援者のインタビュー調査から

愛知県 A 市	保育士	どうしても子どもの方が理解が早いので、ダメだとわかっていても子どもに頼ってしまいがちになる。以前、勤務していた保育園で、保育士が話しかけたときわからなそうなお母さんの顔を見て不安になっている子どもの顔が印象的だった
愛知県 B 市	子育て支援センター職員	子どもを通訳として親に話をしてもらうことがあるが、それは子どもにとって負担になっている。また、中には子ども本人のことを本人と親の間に入って通訳をしたり、中にはその子のための必要費用のこと、あるいは病院のことだったりすると気の毒に感じる
愛知県 C 市	保健師	(マイノリティ言語のため) 子どもが通訳してくれることでとても助かっている

⁷ 『妊娠から乳幼児育児施設および外国人保護者の受入れ状況の調査研究と啓蒙活動による安心して出産・子育てできる社会づくり』報告書 pp.59-70, 外国人支援・多文化共生ネット

岐阜県 A 市	子育て支援センター職員	子どもに通訳して伝えてもらうことが多々あるが、子どもの母語力に格差がある
三重県 A 市	保育士	その子の姉を通じてお母さんに話をしてもらう
三重県 B 市	子育て支援センター職員	日本語ができる上の中高生の子どもにセンターに来てもらって通訳してもらう
三重県 C 市	保育士	電話をつなげて 3 人で話して子どもの姉に通訳をしてもらった

この調査から、保育園の年齢の子どもも通訳をしていることがわかった。保育士や子育てセンターの職員が年端のいかない子どもに通訳をさせることは好ましくないということを理解した上で、子どもに園からのお知らせなどを親に伝達してもらっていることがわかる。学校帰りに年上のきょうだいに来園してもらって、親に伝えたいことの通訳を依頼するケースも見られる。また、近年増えてきているウズベク語やパシュトー語などその地域ではあまり使われていないマイノリティ言語の通訳は、それぞれのエスニックコミュニティがないため手当てができず、その家族しかその言語が話せない場合、保育園児が通訳することもある。

学校の懇談会などでも子どもが通訳したり、学校からのお知らせも子どもが読み上げたりして、親にわかる言語で要約して伝えることがある。しかし、子どもが 100%理解しているわけではなく、子どもも自分に都合の悪いことは伝えないという事例も報告されている（原 2018）。

次に、日本語支援者としての立場で子ども通訳の問題点を考える。

1. バイリンガル保育士やバイリンガル教員が各機関に配置されていない
2. 子どもは日本と母国の社会制度の違いがわかっていないため、行政からの通知や学校の手紙を通訳するとき大きな負担になる
3. 家族の通訳のため学校を休む
4. 子ども本人の母語力と日本語力がバイリンガルではなくダブルリミテッドであっても、家族のケアを通訳として行わなくてはいけない
5. 保護者が子どもの日本語力を完璧だと思っている
6. 子どもの音声的な日本語（話す日本語）が流暢だと、周囲の日本人がその子

どもは日本語も母語も完璧にできるバイリンガルだと勘違いする

7. 子どもは自分に都合が悪い事項は通訳しない
8. 学校からのお便りや行政の通知等の翻訳に関わる通訳の場合、日本語の読解力や漢字力の能力が高くない子どもは、理解できた事項のみ部分的にしか訳せない
9. 親に必要な事項が伝わったかどうか確かめる術がない
10. 子ども自身、正確に通訳できていないことは自覚があるため、不安に思ってしまう。

などが考えられる。では、外国人の子どもを子ども通訳にさせないために支援策はあるのだろうか。

2-4. 子ども通訳にさせないための支援策について

公的な支援の一つとして、愛知県には県内の医療機関に通訳派遣や電話通訳を提供するしくみを持つあいち医療通訳システム運営事務局が運営する「あいち医療通訳システム」がある。2011 年から 2019 年までの通訳派遣の利用実績は、2011 年 325 件、2012 年 464 件、2013 年 622 件、2014 年 791 件、2015 年 982 件、2016 年 1,279 件、2017 年 1,174 件、2018 年 1,303 件、2019 年 1,192 件の計 7,132 件であった。

対応言語は、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、マレー語、アラビア語、韓国・朝鮮語、ミャンマー語、モンゴル語の 14 言語である。

利用者が支払う料金は以下の 3 つの体系がある。

- ・日常的な診療・検査に対応する通訳派遣 3,000 円／2 時間
- ・インフォームド・コンセントなど高度な通訳派遣 5,000 円／2 時間
- ・特定の曜日・時間帯など定時の通訳派遣 5,000 円／2 時間

しかし、あいち医療通訳システムに登録している通訳者は、保護者の母語力や理解力に差があるため、日本の教育制度や特別支援教育について説明しても、保護者の理解が及ばない場合もあると述べている（川崎・藤川 2020）。そのため、各々の保護者のレベルに合わせて通訳をしなくてはならないため、通訳者の苦勞が推察される。また、医療現場以外の場面におけるヤングケアラーの子どもの支援策として国際交流協会に通訳依頼をしても、協会自体ボランティアで構成

されているため日程調整に手間取ることがあり、融通が利かないといった課題がある（愛知県 2022）。

日常的な場面で通訳者を依頼できないこと、そしてたとえ通訳システムがあっても個々の困り事に対応できないということもある。では、行政はこうした状況に対してどのように取り組んでいるのだろうか。愛知県岡崎市の対応を見てみたい⁸。

- ・ 保育園への翻訳機等の導入について：令和 4 年 3 月時点で市内全保育園へのポータブル翻訳機⁹の配備が完了し、うち 3 つの保育園には語学相談員を配備している
- ・ 保育園等での保護者に対する通訳の需要、事務連絡や相談方法について：保護者への通訳の需要は子どもと同様にあるので、児童のみではなく保護者への支援も行っている。現状、日本語がわからない保護者への事務連絡や相談、重要な手紙や連絡事項、献立は語学相談員が翻訳をし、外国人児童、保護者が困らないようにしている
- ・ 現在は 3 園に語学指導員を配備しているが、必要であると判断すれば他の園への通訳派遣も行っている
- ・ 14 人の会計年度任用職員は常に市役所の中で勤務
- ・ 多様性社会推進課には、各種行政手続きの相談と文書翻訳を担う日本語が堪能で通訳翻訳能力のある会計年度任用職員が集中配置
- ・ 市民課と市民病院にも通訳専門の職員が配置。それ以外の部署については、通訳を常駐させるほどの需要があるかという点、人員配置までは難しい
- ・ 外部にまで通訳を派遣すると、とてもすべての依頼に応じられず、本来の外国人相談窓口が手薄になってしまうため、通訳の派遣は原則本庁舎エリア内とし、外部に出張するとしても担当課の職員が立ち会う形での通訳業務に限る
- ・ 現時点では個々の保育園に人員配置していない
- ・ コミュニティ通訳員は各地域の総代会長の推薦により選ばれる外国籍の住民で、基本的には地域住民に必要な連絡文書を翻訳したり、地域の会合に出向いて通訳。保育園や学校へ出向くというところまでは担っていない
- ・ 学校から児童生徒や保護者に渡す手紙や文書の翻訳依頼は当課で受ける

⁸ 令和 4 年度第 1 回岡崎市国際化推進委員会議事録「多文化共生に向けた本市の取組みについて」令和 4 年 7 月 26 日開催

⁹ ポータブル翻訳機「ワールドスピーク」（キングジム HYP10）

- ・学校に限らず各課からの翻訳依頼は定期的に受けているので、文書を通じては外国籍の方には伝わっているであろうと考えている
- ・小中学校については、語学支援員を配置するなどの話を聞くことがあるが、保育園や幼稚園で子どもたちを「ヤングケアラー」にしないための取組やモデルがあれば、ぜひ今後の参考にしたい

上記の記述から、行政も日常的な通訳のニーズの高さを把握していることがわかる。日本人家庭のヤングケアラーの子どもには、厚生労働省の類型5の「通訳」というタスクが課せられることはないだろう。外国人家庭のヤングケアラーは、家族のケアや家事以外に通訳の責任を負わされていることが一層子どもの負担を増加することにつながると言える。

子どもを通訳にさせないためには、その国の言語ができる大人の通訳の手配をと考えるのが一般的だが、通訳者さえいればよいという単純なものではない。加山（2022）は、通訳者となる人は、単に相手の言葉が理解できるだけでなく、「相手の置かれた政治・経済的状況、言語・文化・宗教に関する事情、心情などをよく理解し、寄り添い、自立生活支援をする視点が必要だ」と指摘する。

3. 「ヤングケアラー」と「家の手伝い」との違い

3-1. 愛知県の実態調査

愛知県はハンドブック「知っていますか ヤングケアラーのこと」を発行している。その中の実態調査¹⁰によると、小学5年生の約6人に一人が世話をしている家族がいると答え、中学2年生の約9人に一人、高校2年生の約14人に一人が世話をしている家族がいると答えている。また、日ごろ家族のケアをする頻度については表4である。

表5 「愛知県の子どもたちの声を調査 家族のケアをする頻度」

	ほぼ毎日	週3～5日	週1～2日	1ヶ月に数日	平均
小学5年生	35.6%	13.6%	15.4%	8.8%	4.2時間
中学2年生	33.7%	14.3%	13.5%	9.2%	3.7時間
高校2年生	30.5%	15.4%	16.3%	10.0%	2.8時間

¹⁰ 『知っていますか ヤングケアラーのこと』ハンドブック 小学生版 p.4, 中高生版 p.4, 愛知県福祉局児童家庭課, 2022年12月

「ヤングケアラー」と「家の手伝い」との違いをどのように解釈すればよいのだろうか。両者の間には明確な境界線を引くことの難しさがある。愛知県のハンドブックの中の「お手伝いとは違うの？」で、以下のような説明をしている。

- ・家族のケアに日常的に相当の時間が必要であり、勉強やクラブ活動、友人との交流に支障が出ていること
- ・本来なら大人が判断するようなことを、子どもが判断しなくてはならないような重い責任を担っていること
- ・家族のケアを続けるために、将来的に家を出ることが考えられないこと
- ・本当なら大人がやることを少し手伝うのではなく、子どもが自分の役割としてやらなければならない状況にあり、つらいと感じているのであればヤングケアラーの可能性はある

ヤングケアラーの支援に関して青山（2021）は、地域のソーシャルキャピタルを活用し、多様な主体が顔の見える関係を築いて分野を超えて連携・協働して支援することが重要であるとしている。

3-2. 厚生労働省が示すヤングケアラーの類型 1, 2, 3

外国人のヤングケアラーは通訳以外にも、日常的に種々のケアを担っている。厚生労働省の類型 5 の通訳だけでなく、

- ・類型 1 の「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」
 - ・類型 2 の「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」
 - ・類型 3 の「障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている」
- なども主なケアの内容だろう。

この類型の事例に関して、愛知県と三重県の外国人の子どもの日本語支援を行う NPO に所属する四人に聞き取りを行った。

- ・重病を患った父親の代わりに、中学生が妹の保育園の送り迎え、園と家庭との通訳、父と妹の世話一般を担うことになり学校に行けなくなった

- ・父親が末期癌になり、全日制高校に進学を希望していたが家族のために働くように言われ、進学をあきらめて定時制高校へ入った。また、母が働かざるを得なくなったため、妹の面倒を見ながら高校に通った
- ・父親と母親それぞれの連れ子に日本で新たに生まれた新生児を含めて 9 人きょうだいを持つ中学生は、産後の肥立ちが良くない母親に代わり新生児 2 人と幼児 2 人の世話に加え、家事全般を行う家事要員として家にとどまり、たまに学校に来た時も疲れ切っている
- ・工場労働の両親に代わって、日中幼児と新生児の弟妹の面倒を見ている
- ・病弱な母に代わり特別支援学級に通う弟の世話をしている。休みがちな弟が出席している日のみ本人も学校に行ける
- ・生活困窮世帯の小学校高学年の子どもが、メンタルヘルスに不調をきたしている母親の通訳で行政手続きを行っている。母親が体調不良の際は低学年のきょうだいの世話をするために学校を休み、家計の心配もしている
- ・家事全般と父親の仕事の付き添いで学校を頻繁に欠席する。小学生のその子が家族内で一番日本語ができるため、取引先との通訳を任されている。父親が将来は家業を継がせれば良いと考えており、子ども本人がなりたい職業に就くことは不可能だろう

外国人の子どもの支援に携わる人であれば、このようなエピソードは取り立てて珍しいことではない。学校を休んで家族のために何かするという事は外国人の子どもたちにとっては日常的なことであり、子どもたちは家の手伝いだから当然だと思っている可能性がある。病気がちや夜勤・早朝勤務の親に代わって家事全般を行い、乳児・幼児のきょうだいの育児、さらに日本人家庭のヤングケアラーなら考えられない親のための通訳まで一人の子どもの肩に重くのしかかっている。それほど重責も、筆者が日本語支援している子どもは「家族同士助け合うのは当たり前」と答えていた。

愛知県ヤングケアラー実態調査（2022 年）の自治体・関係機関インタビュー結果によると、西三河の支援者は、外国人家庭の中には子どもを働き手として考えるのが当たり前だという家庭もあり、日本では違うのだということを親に教えることが必要であると述べている。

東三河の支援者は、子どもは親を助けてくれる存在であり、子どもを働かせること、学校を休ませることを悪いことと認識していない親もいる。子どものアル

バイト料を学校の授業料に充てるなど、生活費で使っているケースも多くみられ、卒業後も子どもを近くに置いて、いつでも経済的に助けてほしいと考えているようである。通訳であればすぐに支援策は思いつくが、家事になると家庭のどこまで踏み入っていいのか悩ましいと述べている。

東三河の支援団体では、外国人家庭の場合には、その国の文化もあり、子どもに対する考え方が日本と異なっていることも多く、学校の思いを汲み取ってもらえないことにジレンマを感じている、とのことである。また、学校が事情を把握した段階で SSW (ソーシャルスクールワーカー) につなぐことも検討したが、母親に外部の人間が関わることへの抵抗感があるため SSW への相談はしなかったという事例も挙げられている。

4. 今後の課題

支援の第一歩は周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づくことから始まる。しかし、当事者を見つけ出すことの難しさがある。当事者を見つけ出し、その先の支援につなげるために愛知県のハンドブックでは次のように説明している。

「学校生活に影響が出たり、自分の心や体がつらくなったりと感じるときは、学校の先生、身近な親戚や近所の人、相談先に相談してみましよう」「家のことを家族以外に頼ってもいいんだよ」「ヤングケアラーの問題は、本人や家族が悪いわけではないよ」「自分の将来を考えるのは、家族をないがしろにすることで自分勝手なことでもないんだよ」と当事者と周りの人たちに向けて応援メッセージを発信している。そして、市町村の相談窓口、児童相談所相談専用ダイヤル、24 時間子供 SOS ダイヤル、子ども的人権 110 番の相談先が記載されている。

愛知県では児童家庭課が、ヤングケアラー当事者同士が話し合う場（コミュニティサロン）において、元当事者として世話役・聞き役を担う「愛知県ヤングケアラー・ピアサポーター養成研修」を開催予定で、第一次募集はすでに満席である。研修修了後はヤングケアラー・ピアサポーターとして登録して、コミュニティサロンを実施する県内市町村からの依頼を受けて活動するとのことである。

各国のヤングケアラー支援策について、イギリスでは 2014 年に **Children and Families Act** と **Care Act** を制定して、政府は支援が必要なヤングケアラーを見つけ出すことを積極的に行っている。アメリカでは法整備はまだされていないが、各州での NPO 団体による支援が活発になってきている。オーストラリアでは、国と NPO 団体 **Carers Australia** が連携して支援を提供している。このように世界的にヤングケアラーの存在は重要な問題として支援策が議論されて

いる。

日本でも日本人の子どもの陰に隠れた外国人の子どものヤングケアラーを置き去りにせず、外国人家庭の実態に焦点を当てていくことが重要である。愛知県ヤングケアラー実態調査（2022年）の結果では、関係機関におけるヤングケアラーへの支援についての理解を深めるためにも具体的な事例を共有して積み重ねていくことが必要だとの意見がある。また、制度の利用だけでは限界があり、制度では手の届かない部分を地域でどのように支援していくかを考えていくことも重要であると述べられている。

今後は外国人の子どものヤングケアラー問題に関して、学校関係者、学校支援者、地域の支援者、地域の支援団体がネットワークを構築して実態把握を行い、具体的な支援策を検討することが課題である。

謝辞：外国人の子どもの通訳・ヤングケアラー問題に関するデータ収集や事例の紹介をしてくださった「外国人支援・多文化共生ネット（代表坂本久美子氏）」の調査グループの皆さまに深く感謝いたします。

〈参考文献〉

- Becker, Saul (2000) Young carers. In: Davies, Martin (ed.) The Blackwell encyclopaedia of social work. Blackwell Publisher, Oxford, p. 378. p. 432
- Becker, S., Dearden, C. and Aldridge, J. (2000) 'Young carers in the UK: research, policy and practice', Research, Policy and Planning, Vol. 8, no. 2, pp. 13-22.
- Dearden, C., Becker, S. (2004: 7), Young Carers in the UK: The 2004 Report, London: Carers UK, The Children's Society, Young Carers Research Group, Department of Social Sciences, Loughborough University
- Chikhradze, N., Knecht, C. and Metzing, S. (2017) Young carers: growing up with chronic illness in the family - a systematic review 2007-2017, Journal of Compassionate Health Care, 4:12
- 愛知県福祉局児童家庭課「愛知県ヤングケアラー実態調査 報告書」, 2022年3月
- 愛知県福祉局児童家庭課 ハンドブック「知っていますか ヤングケアラーのこと」・小学生版 p.4・中高生版 p.4, 2022年12月
- 青山京子 (2021)「日本におけるヤングケアラー研究動向と支援」修文大学紀要, No. 13, pp.19-25

- 外国人支援・多文化共生ネット（2022）『外国人住民への子育て支援白書—支援者・保護者の声なき声を聴く—支援者に知っておいてほしい“トップ5”』2022年12月，2020年度トヨタ財団助成事業，p.7
- 加山弾（2022）「外国籍住民とともに暮らすこととは～生活者としてのニーズを知る」『民生委員・児童委員のひろば』全国社会福祉協議会，2022年10月第832号，pp.2-4
- 川崎直子・藤川純子（2021）「CLD児の発達障害支援に関わる通訳が果たす役割についての一考察」地域活性化研究，第20号，2021年12月，岡崎大学懇話会，pp.65-73
- 川崎直子（2022）トヨタ財団2021年度研究助成プログラム「妊娠から乳幼児育児施設および外国人保護者の受入れ状況の調査研究と啓蒙活動による安心して出産・子育てできる社会づくり」報告書，2022年12月，外国人支援・多文化共生ネット，pp.59-70
- 澁谷智子（2017）「ヤングケアラーを支える法律—イギリスにおける展開と日本での応用可能性」成蹊大学文学部紀要第52号，pp.1-21
- バトラー後藤裕子（2011）『学習言語とは何か』三省堂
- 濱島淑恵・宮川雅充（2018）「高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況—大阪府下の公立高校の生徒を対象とした質問紙調査の結果より—」第65巻第2号，『厚生学の指標』pp.22-29
- 原めぐみ（2018）「ケアを担う外国につながる子どもたちの現状分析—多文化共生社会におけるヤングケアラー—」第91回日本社会学会大会，研究報告題目・要旨，2018年9月15日，（<https://jss-sociology.org/research/91/file/190.pdf>）
- 原めぐみ（2021）「ヤングケアラーになる移民の子どもたち—大阪・ミナミのケーススタディ—」宮城学院女子大学多民族社会における宗教と文化第24号，pp.43-52
- 文部科学省（2019）『外国人児童生徒受入れの手引改訂版』明石書店
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2019）『平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告書』（平成31年3月）
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2021）『令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告書』（令和3年3月）

〈参考 web サイト〉

- 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果の概要」（令和4年10月）文部科学省総合教育政策局国際教育課
https://www.mext.go.jp/content/20221017-mxt_kyokoku-000025305_03.pdf（2023年1月9日検索）

NHK クローズアップ現代「私は夢をあきらめた 外国籍ヤングケアラーの日常」
2021 年 5 月 10 日 放 送
<https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0009/topic030.html> (2023年1月
9日検索)

厚生労働省 「子どもが子どもでいられる街に」[https://www.mhlw.go.jp/young-
carer/](https://www.mhlw.go.jp/young-carer/) (2023年1月12日検索)

あいち医療通訳システム

<http://www.aichi-iryoku-tsu-yaku-system.com/> (2023年1月13日検索)

教育経営研究における「ナラティブ的探究」の可能性

首藤 貴子

愛知産業大学短期大学

The Potential of Narrative Inquiry as a Methodology for Research on Educational Administration

Takako SHUTO

Aichi Sangyo University College

12-5, Harayama, Oka-cho, Okazaki-shi, Aichi, 444-0005 JAPAN

要旨

多様な人々の多様な関係性において展開される教育経営実践、とりわけ子どもを中心として展開される「連携」という現象を、いかにして捉えるか。こうした問題意識の下、本稿ではまず、教育経営研究における教育経営実践へのアプローチの展開とその到達点を整理した。実践のリアリティを欠いた研究への批判から、2000年代には実践での有用性を重視する「臨床的アプローチ」へとその方法論は展開していくが、誰にとっての有用性なのかが十分問われていなかった。また、実践のリアリティを記述する「解釈（主義）的アプローチ」も1980年代から提起されていたが、研究者の位置づけをめぐって問題が指摘されていた。一方、「解釈学的アプローチ」は、その方法論的前提から、こうした問題を克服する可能性、そして、現在の教育経営研究における課題に応答できる可能性をもつ。そこで、「解釈学的アプローチ」の規準をみたす「ナラティブ的探究」に着目し、ナラティブ・リアリティ構築に向けたみちすじを探った。

キーワード

教育経営研究 連携 臨床的アプローチ ナラティブ的探究

1 問題の所在—教育経営実践における「連携」をめぐって

近年、学校を中心とする多職種連携のあり方が問われている。中央教育審議会

答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(2015年12月)において、一つには昨今の学校が抱える問題の複雑化・多様化、もう一つには教師の多忙という学校現場の課題を引き受けるものとして、いわゆる「チーム学校」への変革が提起され、2017年3月には、スクールカウンセラー(以下、SC)、スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)等、2021年8月には、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等、子どもとのケア的關係が求められるスタッフが学校教育法施行規則に追加された。

だが、「チーム学校」政策については、その語感から想起されるイメージとは裏腹に、校長の権限強化と学校マネジメント層の肥大化を生み出し、上意下達による学校の管理統制を促進することが懸念されている[樋口 2017: 9]。学校組織の新たな重層構造化をもたらす自律的な教師の専門性を損ない、さらに心理や福祉の専門家を重層構造に組み入れることによりその専門性の消滅につながるとの指摘がある[渡邊 2018: 442]。つまり、「チーム学校」政策の下での多職種連携では、教師も非教師もその専門性を発揮しにくくなることが危惧されている。

学校における心理職をめぐっては、SCの配置がはじまる1990年代から、学校組織におけるSCの位置や役割の難しさは共有されていることがうかがえる。SCの活動は学校側の要因によって左右される可能性があり[伊藤 1999: 528]、昨今では「チーム学校」政策を受けて、「周辺人」としてのSCの役割・位置の保持の危うさが指摘される[廣瀬 2019: 64]。

一方、福祉職については、子ども全数を把握することが容易な学校という場での活動により支援を必要とする子どもを見つけやすくなることから、SSW配置による「学校プラットフォーム」化の提起がなされている[山野 2018: 197]。だが、SSWの連携にはキーパーソンとなる教員の存在が不可欠で[鶴飼 2008: 65]、教師の多くは新たな専門職が参入しても従来と同じくあらゆることを職務とし、一部の教師には生徒指導問題のゲートキーパーとしての役割が新たに加わることもなり、むしろ教師による指導の文化は強化されることが指摘されている[保田 2014: 10]。実際、茨城県結城市におけるSSW採用状況をみると、制度運用の年数を経るに従い、教育以外の専門性を有することよりも、教員経験を有するといった学校文化への適性を重視するようになったとの報告がある[加藤 2019: 112]。

これらの多職種連携に関する研究から、非教師である各専門職の学校での役割の揺らぎと縮小化、教師に比した非教師の劣位性の問題が示唆されるが、その

教育経営実践の動態解明については緒に就いたばかりである。これまでのところ、とくに焦点化されているのは教師と非教師の関係性であるが、言うまでもなく、その実践が教師と非教師の間で完結することは無い。学校には、子どもや保護者、教師（集団）や学校管理職、さらに学校内外の専門職等といった、個別性をそなえた多様なアクターが存在し、彼ら／彼女らがそれぞれにつながり、多元的で複層的な関係性を織りなし、その関係性一つ一つにおいて様々な現象が展開されている。分析の枠組みとして、一部の関係性のみを切り取った研究では、その現象の帰結に連なる背景＝状況を捨象することになろう。

多様な人々の多様な関係性において展開される現在の教育経営実践、とりわけ子どもを中心として展開される「連携」を、いかにして捉えるか。これが基本的な問題意識である。

本稿ではまず、教育経営研究における教育経営実践へのアプローチの展開とその到達点を整理する。その過程で登場した学校経営研究における「臨床的アプローチ」や「解釈的アプローチ」の意義や限界を確かめながら、教育経営研究の現代的課題に応答するための方法論について考察していく。

2 教育経営研究における教育経営実践へのアプローチ

(1) リアリティに欠ける学校経営研究への批判

日本教育経営学会（1958年設立）での議論をベースとするわが国の教育経営学では、その方法論の問い直しが度々なされてきた。以下、藤原[2018:142-153]の整理を手がかりに、その展開を概観する。

教育経営研究のそもそもの関心は、前近代的な学校経営実践を科学化することにあったといえるだろう。1970年代、高野佳一が提唱した「学校経営の現代化論」の要は、学校の経営民主化を基底とした経営合理化にあった。高野自身は、経営合理化の過程に、経営管理者のみならず、専門職教師と子どもの主体性を位置づけることを目指していたという[曾余田2018:14]。だが、1980年代、研究（者）－実践（者）関係が再考されるようになる。「研究が実践に優位する（教育経営研究の実践との遊離）か、逆に研究が実践に拝謁する（教育経営関係の書物のマニュアル集化）」[児島1983:17-21]という問題状況にあり、朴[1986]や西[1987]が当時問うたのも、研究における実践のリアリティの欠如であった。その後の議論を経て、学校経営研究が実践に役立つものとして認知されるようになるが、研究（者）－実践（者）関係の問題は、実践のリアリティへの接近の問題ではなく、実践の役に立つかどうかという有用性をもって問われるべき質の

問題へと転換していった。

(2) 実践での有用性をめざす「臨床的アプローチ」

1990年代から2000年代前半、実践での有用性をめざして検討されたのが、学校経営研究における「臨床的アプローチ」である。曾余田[2004:105]によれば、「臨床的アプローチ」とは、「研究者自身（研究的実践家を含む）が学校現場に参入してコミットし、全体的雰囲気を感じつつ、学校をよりよくするための支援的な実践（かかわり、対話、はたらきかけ）をしながら現実を認識し、改善の視点や手立てに関する知識を創造しようとする研究のあり方」とされる。学校経営実践を改善するという有用性のみならず、アクションリサーチによる研究知の産出も企図している点が画期をなす。

だが、学校経営実践を改善するという有用性とは、誰にとっての有用性なのだろうか。この点を問う必要がある。学校経営実践の主体の中心は、当時も今も教師や学校管理者である。教師等の視点からの有用性へのこだわりは、学校におけるマイノリティに対する視点を欠落させる危険性をはらんでいる。例えば、子どもの貧困対策研究の立場の柏木[2017]から、「誰を基準に教育活動を創造し、その結果をどう評価するのか」、外国にルーツをもつ子どもの教育を研究対象とする臼井[2017]から、「誰の利益を守るのか」「多様性の中の『個』性を、画一性の中でいかに守っていくのかの戦略や判断が不可欠」といった課題が指摘されている。

とくに教育の主体であるはずの子どもへのまなざしの欠如については、1990年代から繰り返し指摘されてきた。例えば片山[2013]は、「教育経営研究においては、子どもの姿が見える論考が少なく、管理職や教員、保護者に比重が置かれがちで、子どもは教育経営の客体であれ何であれ、枠組みそれ自体から外れてしまっているのではないか」と疑問を呈する。「子どもの側に立つ」視点の必要性を提起していた林[2007:29-30; 2018:172]は、あらためて教育経営学における「人間」観を検討し、「今後多様な人々の協働の推進には、拡大する『人間』への鋭い視線のもとに高い視座が保持されていることを必要とする」と指摘している。

(3) 「解釈的アプローチ」の再評価

一方、実践に対する有用性よりも実践のリアリティを記述し説明することに重きを置くのが「解釈的アプローチ」である。教育経営研究においては、1980年

代から提起されている。西[1987]は、「社会的相互作用を営む側のカテゴリをとらえ解釈する『解釈的アプローチ』のパラダイムに沿って、学校経営事象を精細かつ的確に記述し、そこから制度や構造上の問題を含めた法則性の解明、つまり説明に向かう研究の態度が肝要と思われる」と述べる。

教育経営実践が抱えている問題解決を目的とする問題解決系学問としての性格を強めてきた教育経営研究であるが[藤原 2018 : 142]、有用性へのこだわりゆえに教育経営におけるマイノリティ、とくに子どもへの視点が希薄になることは否めない。新たなアクターが参入する昨今の教育経営実践の検討に際しては、その複雑性ゆえに、「解釈的アプローチ」による精細かつ的確な記述、さらに、多様な視点からの記述の蓄積が一層求められる。

なお、「解釈的アプローチ」による教育経営研究の実践への有用性は、「臨床的アプローチ」の検討をとおして大林[2011]が提起した「研究の有用性」と「研究者の有用性」を分けて論じるという枠組みを援用することで再評価できるように思われる。「解釈的アプローチ」により生成された記述は実践の説明であることから、「研究の有用性」の観点では弱いかもしれないが、「研究者の有用性」の観点に着目したい。研究者と実践に生きる教師等の相互作用のプロセスには、有用性が見いだせよう。

(4) 「解釈主義的アプローチ」と「解釈学的アプローチ」

教育経営研究における「解釈的アプローチ」による調査研究については、昨今では多く見られるようになった。その特質を示すために、教師研究の方法論をSchwandtによりつつ「解釈主義的」か「解釈学的」かで整理する白松[2019 : 279-299]の論を参照したい。

白松によれば、「解釈主義的アプローチ」では、研究者である「『解釈者は解釈されるべきものを対象化』しており、『特権的な地位』に立って」、「存在論に『リアリズム』、認識論に『客観主義』を採用している」。それゆえ研究者は、自分を「『外部』の客観的な観察者」として位置づけた上で、「『自分のおかれた状況をはっきりと認識して行為する存在』として行為者を想定するが、それは研究者自身の「見方を行為者に投影した結果に過ぎない」。例えば、教師研究において、「ストラテジー」や「アイデンティティ」といった概念を研究者が発見したとされているが、研究者がそれらの概念を研究協力者である教師の語りに投影したに過ぎず、むしろそれら概念の運用を教師にさせているのが研究者、という関係性がある。このように、「解釈主義的アプローチ」では、研究者の意図に反して、

研究協力者に対する「抑圧の問題とつながってしまう可能性」が指摘される。

この問題に対し、白松は「解釈学的アプローチ」を提起し、ナラティブ研究の可能性を示す。それは「『何があるかないか』というリアリズムでも、言語に固有の『意味のリアリズム』でもなく、『何が構成されるか』というリアリティの成り立ちを探究する」ことであり、具体的には「研究者と研究協力者の相互作用で生成される『教師（の仕事や生活）』に関する〈語り〉において、どのようなリアリティがいかにか構成されるかを解釈＝記述すること」と捉える。

その方法的規準の第一は、「ナラティブ・リアリティ（の構成）という研究対象の限定と認識論上の線引き」であり、「概念を実存物として扱うのではなく、解釈実践として扱う」。第二は、「研究者の持ち込む理論上の資源（視点や論理）と研究協力者の持ち込む実践上の資源（視点や論理）の『透過性』を記述すること」であり、研究者が研究協力者に影響を与えない存在という「偽装」をやめてナラティブ・リアリティの構成過程を明らかにする。第三として、「研究知見の評価基準はドミナント・ストーリーへの疑問を抱かせ、多様な議論を産出しようか、という点」とする。そうすることで、教師研究の射程を拡大することにつながるという。

教育経営研究に視点を戻せば、「解釈的アプローチ」を採用する研究は、管見の限り、実証主義的パラダイムにおける「解釈主義的アプローチ」の立場である。例えば、学校運営協議会における保護者の劣位性を明らかにした仲田[2015]は、「より豊かなナラティブが生産されたインタビューが、実態把握を導く特に重要なものとして位置づき、インタビューの引用を、それへの解釈を含んだコメントとともに活用する」[2015: 59]。また、学校へのボランティア参入の功罪を明らかにした武井[2017]も、定性的調査によるデータ分析の方法として「グラウンデッド・セオリー・アプローチ」を援用するが、あえて「分析者の視点の混入を意図的に排除しないスタンス」[2017: 71]で「帰納的なコーディングと演繹的なコーディングの併用に努めた」と述べる。いずれも「解釈的アプローチ」を採用し、学校の中のマイノリティの声から立ち上げた教育経営実践を描き、オルタナティブな視座を提供した研究といえよう。だが、「解釈学的アプローチ」の観点を踏まえると、長期のフィールドワークにおいて研究者はどのような影響を教育現場に与えているのか、換言すれば、白松が指摘した研究協力者に与えるかもしれない「抑圧」に対しどのように対処したのか、さらに、多様なナラティブを実証主義の枠に収めるという手続き上の限界はないのだろうか等の問いが生まれる。こうした問いに、「解釈学的アプローチ」が応答できる可能性は大きいと

考えられる。

3 教育経営実践のナラティブ・リアリティ構築に向けて

(1) ナラティブへの着目

あらためてナラティブという概念を確認しておきたい。野口[2009]によれば、ナラティブとは、「通常、『語り』または『物語』と訳され、『語る』という行為と『語られたもの』という行為の産物の両方を同時に含意する用語」であり、その特徴は「複数の出来事を時間軸上に並べてその順序関係を示すこと」にある[野口 2009 : 1-2]。ナラティブのうち、複数の出来事の関係性を示すプロット(筋立て)が加わったものを「ストーリー」と呼ぶが、語り手と聞き手の関係、両者が置かれた場面や文脈によって、それらは変わりうる[野口 2009 : 3-4]。

ナラティブは社会生活を営む上で重要で、次のような役割があるという。

われわれは時間の秩序のなかでの生活を余儀なくされている。その時間の秩序と整合するようにわれわれの経験を組織化する必要がある。その際に、ナラティブという形式は最も基本的な形式となる。ナラティブはわれわれに時間の流れを意識され了解させる道具として重要な役割を果たしている。また、それは、われわれにとって意味あるものと意味のないものを識別させる道具としても役立っている。ナラティブは無数に存在する出来事のなかから重要な出来事とそうでない出来事を選別してわれわれに伝えてくれる。さらに、ナラティブは、われわれが社会的存在であることを伝えている。時間の流れや出来事の意味を他者に伝え共有することによって社会生活は可能になる。そのための道具としてナラティブは欠くことのできないものといえる[野口 2009 : 10]。

複数の出来事の原因関係を明確に述べようとする「論理科学モード」で特定の時間軸や特定の人間という枠を超えて一般化・普遍化される「セオリー」に比べると、ナラティブは「不完全なデータ」として扱われ、正当に評価されてこなかった[野口 2009 : 5-11]。

教育経営研究の発展過程においても、経営実践の科学化を推進する理論構築に焦点化されていた時期は長い。しかしながら、実践のリアリティに迫ることは難しく、新たな方法論が開発されてきたことは先述のとおりである。個々の状況ごとに見出される学校現場の多様な人々のナラティブへの接近は、必然といえよう。

(2) 「解釈学的アプローチ」と「ナラティブ的探究」

ナラティブという形式を手がかりに教育経営実践のリアリティに迫るための具体的な方法論として、「ナラティブ的探究 (Narrative Inquiry; NI)」に着目したい。NI は、先述した「解釈学的アプローチ」における3つの方法的規準を満たしている。

田中[2011: 49; 2017: 102]によれば、NI は、その原点において、従来の研究において見落とされてきた少数者や個々人の生活の一場面や人生そのもの（以下、life とする）のかけがえのなさに価値を見だし、そこからの異議申し立てを尊重することを志向している。「論理科学モード」において扱いきれなかった具体的、文脈的、包括的で当事者性に富むナラティブをとらえるために、NI は、デューイの経験概念を理論的足場としている。すなわち、その人が語る経験は、時間的な「連続性」、個人的なことと社会的なことの「相互作用」、特定の具体的状況を示す「場」という三次元的な NI の空間に、その人のストーリーとして位置づけられる。ストーリーの語り手は、それが子どもであっても、NI の共同研究者として尊重される。

NI では、語られたストーリーのみを研究対象とするわけではない。研究者もまた、自身のストーリーを語りながら、共同研究者とともに考え、揺れ続ける。一つ一つのストーリーに優劣をつけることはなく、例えば一人の子どものストーリーから学校制度のストーリーが問い直されることもある。「論理科学モード」において黙殺されてきたナラティブも、NI においては価値あるものとなる。

(3) 共同研究者との学問的知見の共有に向けて

NI という方法論を採用する場合、研究者には、子どもや保護者、教師等の発達援助職といった共同研究者との信頼関係が求められる。それは、研究者という立場で築く人間関係ではなく、一人の人間としての対等な関係性である。life につながるストーリーは、こうした関係性を基底として語られるものである。

ところで、NI による先行研究[クランディニンほか 2011]においては、さまざまな現象をあらわすストーリーの概念が生成されている。こうした学問的知見は、NI に参加しともに生きる人々を理解するために有効であると考えられるが、対等な関係性を構築・維持しながら、学問的知見を共有することが必要となる。

そのための一つの試みとして、NI におけるストーリーの概念、その前提にある人間観や人生観等を「ワード・イメージ」[クランディニンほか 2011: 168]と

して共有することを提案したい。NI を客観的に説明しようとするのではなく、自己である《わたし》と外界であり他者である《あなた》との関係性から NI の方法論的前提を共有しようとする試みである。

以下に、その「ワード・イメージ」を示す。文中の【 】は、NI において概念化されているストーリーである。

《わたし》は、一人で生まれ、一人で死ぬ。

《あなた》と全く同じ苦痛や喜びを感じることはできないし、とって代わることもできない。

《あなた》の、《わたし》が立ち入ることができない領域を前にした時、

《わたし》は無力であるという事実を認めざるを得ない。

だからこそ、《わたし》は、《あなた》が対等な尊厳をもった存在であると認めることができる。

《わたし》は《わたし》のストーリー、《あなた》は《あなた》のストーリーを生きている。

《わたし》が生きる時、《わたし》の【支えとするストーリー】が励まし導いてくれる。

【支えとするストーリー】が無ければ、《わたし》は《わたし》を見失う。

でも、《わたし》のストーリーの主人公が《わたし》である限り、

《わたし》は、いつでも《わたし》の【支えとするストーリー】を語り、語り直し、生き直すことができる。

世の中には、様々なストーリーがある。

たとえば、制度や常識、価値観といった社会を縛る基準や規範も、ストーリーの一つ。

多数派が支持するストーリーは、【支配的ストーリー】としてパワーをもつ。

もしも《わたし》と《あなた》のストーリーに緊張関係が生じたとしたら？

【対立するストーリー】として正面衝突するか、【競合するストーリー】として折り合いをつけるか。

《わたし》が【対立するストーリー】を選んだ時、

《わたし》と《あなた》のストーリーは共存できず、どちらかが去ることになる。

《わたし》のストーリーと対立する相手が【支配的ストーリー】だったら、《わたし》はそのパワーの前に屈し、《わたし》のストーリーを変更せざるを得ないかもしれない。

《わたし》は【競合するストーリー】を選ぶこともできる。

《わたし》は、【支配的ストーリー】と矛盾しない【表向きのストーリー】という建前をもちつつ、

《わたし》が大好きな相手と【秘密のストーリー】を愉しむことができる。

ストーリーの中にストーリーがあり、そのストーリーの中にもまたストーリーがある。

まるで《わたし》が想像したストーリーが、吹き出しの中で展開し、吹き出しの中の《わたし》が想像した別のストーリーが、また別の吹き出しの中で展開するみたい。

《わたし》の【支えとするストーリー】は、多様なストーリーに出会って、対立したり競合したり。

その時《わたし》は、《わたし》の【支えとするストーリー】を調整して語り直す。

いつでも《わたし》は、《わたし》の【支えとするストーリー】を語り直し、生き直すことができる。

以上のワード・イメージをふまえ、NI の実践に向けて共同研究者と共有したい点を確認しておく。①すべての人がその個別性を尊重されること、②その人が語るストーリーがその人の life であると措定されること、③その人のアイデンティティは、その人なりの一貫性のある【支えとするストーリー】によって形成されること、④その人の発達の契機を、ストーリーを生き、語り、語り直し、生き直すという再ストーリー化のプロセスにみること、等である。

4 おわりに

多様な人々の多様な関係性において展開される教育経営実践、とりわけ子ど

もを中心として展開される「連携」という現象を、いかにして捉えるか。こうした問題意識の下、本稿ではまず、教育経営研究における教育経営実践へのアプローチの展開とその到達点を整理した。実践のリアリティを欠いた研究への批判から、2000年代には実践での有用性を重視する「臨床的アプローチ」へとその方法論は展開していくが、誰にとっての有用性なのかが十分問われていなかった。また、実践のリアリティを記述する「解釈（主義）的アプローチ」も1980年代から提起されていたが、研究者の位置づけをめぐって問題が指摘されていた。一方、「解釈学的アプローチ」は、その方法論的前提から、こうした問題を克服する可能性、そして、現在の教育経営研究における課題に応答できる可能性をもつ。そこで、「解釈学的アプローチ」の規準をみたす「ナラティブ的探究」に着目し、ナラティブ・リアリティ構築に向けたみちすじを探った。

今後、本稿での考察を踏まえ、子どもをとりまく多様な人々の「連携」のあり様について、ナラティブ・リアリティとして描くことを試みたい。それは同時に、教育経営研究における「ナラティブ的探究」の可能性を、実践レベルで探る作業にもなると考える。

文 献

- D. ジーン・克蘭ディニンほか, 田中昌弥訳 (2011=2006) 『子どもと教師が紡ぐ多様なアイデンティティ: カナダの小学生が語るナラティブの世界』明石書店.
- 藤原文雄 (2018) 「教育経営学における教育経営実践への視線」『教育経営学の研究動向』(講座現代の教育経営 3) 学文社, pp. 142-153.
- 林孝 (2007) 「子どもの変容と教育経営」『日本教育経営学会紀要』第 49 号, 第一法規, pp. 25-36.
- (2018) 「教育経営学における人間への視線」日本教育経営学会編『教育経営学の研究動向』(講座現代の教育経営 3) 学文社, pp. 165-176.
- 樋口修資 (2017) 「学校組織運営論からみる「チーム学校」の批判的考察と教員のワーク・ライフ・バランスの実現」『明星大学教育学部研究紀要』第 7 号, pp. 1-14.
- 廣瀬幸市 (2019) 「スクールカウンセラーから見た「学校」: 見えにくいドミナント・ストーリー」山本智子編著『「学校」を生きる人々のナラティブ』ミネルヴァ書房, pp. 49-53.

- 伊藤美奈子 (1999) 「スクールカウンセラーによる学校臨床実践評価ならびに学校要因との関連」『教育心理学研究』第 47 巻第 4 号, pp. 521-529.
- 柏木智子 (2017) 「子どもの貧困対策研究の立場から」『日本教育経営学会紀要』第 59 号, 第一法規, pp. 77-80.
- 片山紀子 (2013) 「社会変動と子どもをめぐる問題」『日本教育経営学会紀要』第 55 号, 第一法規, pp. 14-26.
- 加藤崇英 (2019) 「生徒指導対応の支援を行うスクールソーシャルワーカー：茨城県結城市の事例」『日本教育経営学会紀要』第 61 号, 第一法規, pp. 108-113.
- 児島邦宏 (1983) 「教育経営研究と教育実践」『日本教育経営学会紀要』第 25 号, 第一法規, pp. 17-21.
- 仲田康一 (2015) 『コミュニティ・スクールのポリティクス：学校運営協議会における保護者の位置』勁草書房.
- 西讓司 (1987) 「学校経営研究におけるリアリティをめぐる現状と課題」『学校経営研究』第 12 巻, pp. 23-29.
- 野口裕二 (2009) 「ナラティブ・アプローチの展開」野口裕二編『ナラティブ・アプローチ』勁草書房, pp. 1-26.
- 大林正史 (2011) 「学校経営学における「臨床的研究」の動向」『学校経営研究』第 36 巻, 第一法規, pp. 1-9.
- 朴聖雨 (1986) 「教育経営の科学化」『教育経営研究の軌跡と展望』（講座 日本教育経営 9）ぎょうせい, pp. 229-243.
- 白松賢 (2019) 「解釈学的アプローチによる教師研究の可能性：教職ナラティブを通じたリアリティ構成に着目して」『教育社会学研究』第 104 集, pp. 279-299.
- 曾余田浩史 (2004) 「学校経営研究における臨床的アプローチの構成要件」小野由美子・浜田博文・曾余田浩史・淵上克義『学校経営研究における臨床的アプローチの構築：研究－実践の新たな関係性を求めて』北大路書房, pp. 105-115.
- (2018) 「教育経営研究における臨床的アプローチの展開と今後の課題」日本教育経営学会編『教育経営学における研究と実践』（講座現代の教育経営 4）学文社, pp. 14-25.
- 武井哲郎 (2017) 『「開かれた学校」の功罪：ボランティアの参入と子どもの排除／包摂』明石書店.

- 田中昌弥 (2011) 「臨床教育学の課題とナラティブ的探究：教師の専門性と子ども
の世界を読み開く」日本臨床教育学会『臨床教育学研究』第 0 巻，群青
社，pp. 44-57.
- (2017) 「ナラティブ・アプローチ」日本教師教育学会編『教師教育研究
ハンドブック』学文社，pp. 102-107.
- 鵜飼孝導 (2008) 「スクールソーシャルワーカーの導入：教育と福祉の連携の必
要性」『立法と調査』第 279 巻，pp. 59-68.
- 臼井智美 (2017) 「外国人児童生徒教育研究の立場から」『日本教育経営学会紀要』
第 59 号，第一法規，pp. 80-84.
- 渡邊志織 (2018) 「「チーム学校」政策の展開と学校自治」『新潟大学教育学部研
究紀要』第 10 巻第 2 号，pp. 433-446.
- 保田直美 (2014) 「学校への新しい専門職の配置と教師役割」『教育學研究』第 81
巻第 1 号，pp. 1-13.
- 山野則子 (2018) 『学校プラットホーム：教育・福祉，そして地域の協働で子ども
の貧困に立ち向かう』有斐閣.

付 記

本研究は、JSPS 科研費 JP19K02825 の助成を受けたものである。

ICT教育のための条件整備

高野盛光

愛知産業大学短期大学

Morimitsu TAKANO

Improvement of conditions for ICT education

キーワード：教育の情報化、ICT、社会科、新型コロナ

要 旨

本稿は新型コロナウイルス感染症が教育の情報化を促進した一面があることを厚生労働省、文部科学省の行政文書を元に概観した上で、本学教職課程学生の研究授業参加をとおして見た教育現場の実態を考察することによって、教育の情報化を今後展開していく上での課題のうちのいくつかを明らかにした。

1. 2020年4月時点の情報通信機器の世帯保有率

日本国内において新型コロナウイルス感染患者の発生が厚生労働省より発表されたのは2020年1月16日のことである（厚生労働省2020b）。これ以降新型コロナウイルス感染症は、今日に至るまで日本の教育現場あるいは日本におけるあらゆる活動に大きな負の影響を与え続けている。

『令和2年度文部科学白書』（以下、令和2年度白書）の「特集1 新型コロナウイルス感染症禍における文部科学省の取組」において「令和2年2月28日に、文部科学省から各学校の設置者へ臨時休業の実施を要請し、多くの学校において、臨時休業の措置がとられました」（文部科学省2020:3）とあるように、2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部における当時首相であった安倍晋三の要請に基づいて3月2日から春休みの期間で各学校は臨時休業をおこなうことになった。周知のとおり4月に新年度を迎えるにあたって大きな問題として浮上してきたのがオンライン学習を進めるための教育条件あるいは教育環境が十分ではない実態であった。2020年8月に出された『令和2年版 情報通信白書』の「第5章 ICT分野の基本データ 第2節 ICTサービスの利用動向」（厚生労働省2020a:336）にある「図表5-2-1-1 情報通信機器の世帯保有率の推移」（元データは総務省「通信利用動向調査」

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics>)によると、2019年時点では情報通信機器のうちモバイル端末を保有する世帯が、モバイル端末全体96.1%であり、そのうちスマートフォンを保有する世帯が83.4%であった。同白書で指摘されているようにスマートフォンの保有率が初めて80%を超えた(厚生労働省2020a:336)。一方でパソコン69.1%、タブレット型端末37.4%(厚生労働省2020a:336)とオンライン授業を受けるために必要と考えられる機器の保有率は十分とはいえない状況であったといえる。実はこの状況は2021年においても大きな変化はなくパソコン69.8%、タブレット型端末39.4%にとどまっている。パソコンの保有率(世帯)は2011年に77.4%と80%を割り込み(厚生労働省2020a:336)その後も下降の一途をたどっている。そうしたことから2020年4月に新学期を迎える教育現場や児童生徒、学生を抱える家庭は、遠隔授業を受けるために必要なインフラを揃えるところから始めなければならなかった。

2. オンライン学習実現に向けての文部科学省の初期方針

令和2年度白書に取り上げられている「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」には以下の記述がみられる。

◆ICT活用によるオンライン学習の確立

端末、モバイルルータ等を特に家庭でICT環境を整備できない子供向けに優先配置。

秋以降、第二波に備えて優先すべき地域の学校でオンライン学習が可能に。

※ 全国での学校現場サポート体制等を通じて、教職員向け研修やオンライントレーニングを提供

※ 今後、学習履歴の活用などを含めた、個別最適化された学びの実現についても検討していく

文部科学省初等中等教育局(2020:1)

ICT端末を活用した家庭学習のための環境整備

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急実現

まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用

そのために、各学校及び学校の設置者において、家庭の通信環境について至急把握

「GIGAスクール構想」による、端末、LTE通信機器(モバイルルータ)、遠隔学習機器等について、

・自治体への補正予算交付決定を待たず遡りでの整備着手を可能とする措置

- ・ 文科省で全国の需要を把握したうえで供給メーカー等業界と連携
- ・ 迅速な調達を進めるための自治体への専門家による直接助言（令和2年5月～「ICT活用教育アドバイザー」の活用事業の開始）
- ・ 自治体への早急な調達促進

等に加え、必要に応じて地方創生臨時交付金も活用しながら、8月には、特定警戒都道府県として指定された等優先すべき地域でICTを活用したオンラインによる家庭学習が全ての児童生徒に可能な環境を実現。そのため、少なくとも小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒や、経済的理由等でICT環境を準備できない家庭に対してICT環境が整備されることを目指す。

低所得世帯の家庭学習を支えるための通信費について、要保護児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費、高校生等奨学給付金の特例的な追加支給により対応

ICTをフル活用するための教育ICTシステム構築

◆「学びの保障オンライン学習システム」のプロトタイプの開発と実証、学習指導要領のコード化を含めた教育データの標準化などを実施し、ICTをフル活用するための教育ICTシステムを構築する。

文部科学省初等中等教育局(2020:4)

これらの記述からは先に挙げた教育現場の混乱を收拾すべく文部科学省も手を拱いていたわけではないことがうかがえる。総合対策パッケージの「基本的な考え方」は「社会全体が、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況」（文部科学省初等中等教育局 2020:2）との記述から始まっているように新型コロナウイルス感染症への対応が長期化することを十分に認識しており、そのことを踏まえた上で「臨時休業中も、学びを止めない」（文部科学省初等中等教育局 2020:3）ために最善を尽くすことを掲げている。そのひとつの方策として期待されたのがICTの活用である。

3. ICT教育環境の現状

では教育の情報化はどのような状況にあるのか。令和4年10月に出された「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）（令和4年3月1日現在）〔確定値〕」から読み取りたい。

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数(人/台)

R2・3 4.9 R3・3 1.4 R4・3 0.9

※「教育用コンピュータ」とは、主として教育用に利用しているコンピュータのことをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。

※「教育用コンピュータ」は指導者用と学習者用の両方を含む。

※「教育用コンピュータ」はタブレット型コンピュータのほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む。

②普通教室の無線 LAN 整備率 (%)

R 2・3 48.9 R 3・3 78.9 R 4・3 94.8

普通教室の校内 LAN 整備率

R 2・3 91.4 R 3・3 95.4 R 4・3 98.4

※ 普通教室の無線 LAN 整備率は、無線 LAN を整備している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

※ 普通教室の校内 LAN 整備率は、校内 LAN を整備している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

③インターネット接続率 (%)

R 2・3 96.6 R 3・3 98.2 R 4・3 99.4(30Mbps 以上)

R 2・3 79.2 R 3・3 88.8 R 4・3 96.6(100Mbps 以上)

※ インターネット接続率 (30Mbps 以上) は、インターネット接続 (30Mbps 以上) を整備している学校の総数を、学校の総数から LTE 等を用いて主として教育用に使用している学校を除いた数で除して算出した値である。

※ インターネット接続率 (100Mbps 以上) は、インターネット接続 (100Mbps 以上) を整備している学校の総数を、学校の総数から LTE 等を用いて主として教育用に使用している学校を除いた数で除して算出した値である。

※ここでいう通信速度は、理論上の下り最大値である。

④普通教室の大型提示装置整備率 (%)

R 2・3 60.0 R 3・3 71.6 R 4・3 83.6

※ 「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう。

※ 平成 30 年 3 月までは、普通教室の電子黒板の整備率を調査している。普通教室の電子黒板整備率は、電子黒板の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

※ 平成 31 年 3 月からは、大型提示装置の整備率を調査している。普通教室の大型提示装置整備率は、大型提示装置を設置している普通教室数の総数を総普通教室数で除して算出した値である。

⑤指導者用・学習者用デジタル教科書整備率 (%)

指導者用デジタル教科書整備率

R 2・3 56.7 R 3・3 67.4 R 4・3 81.4

学習者用デジタル教科書整備率

R 2・3 7.9 R 3・3 6.2 R 4・3 36.1

※ここでいう「指導者用デジタル教科書」は、令和 4 年 3 月 1 日現在で学校で使用している教科書に準拠し、教員が大型提示装置等を用いて児童生徒への指導用に活用するデジタルコンテンツ（教職員等が授業のため自ら編集・加工したものを除く）をいう。

※文部科学省から配布されている「Hi, friends!」「We Can!」「Let's Try!」はカウントしていない。

※「学習者用デジタル教科書」は、紙の教科書の内容を全て記載し、教育課程の一部または全部において、学校で使用している紙の教科書に代えて児童生徒が使用できるものをいう。（文部科学省 2022:4-7）

いずれの項目においても 2020(R2)年 3 月時点と比較すると条件整備が進んだことが読み取れる。それは令和 2 年度白書に書かれている「学校における感染症対策や教育活動の充実のため、必要な情報の周知等の実施に加え、スクール・サポート・スタッフ等の人的な支援、消毒液など保健衛生用品の整備等の物的な支援、空調設備やトイレ改修等の衛生環境改善に必要な予算措置を講じるほか、「GIGA スクール構想」の開始時期を令和 3 年 4 月に大幅に前倒しし、児童生徒 1 人 1 台端末環境の整備等を進めるなどしてきたところですが」からうかがえるように、新型コロナ感染症対策として計画を前倒ししたことが大きいと考えられる。

4. ポータルサイトを活用した教育実践

以上のように推移してきている学校における教育の情報化のもとでネットワーク情報資源を活用した教育実践を展開することが今後ますます期待されることが予想できる。以下はその一例である。

政府統計の総合窓口（e-Stat）(<https://www.e-stat.go.jp/>)は政府統計のポータルサイトであり、「各府省等が公表する統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報などの各種統計情報をインターネットを通して利用」（同サイト内「このサイトについて」<https://www.e-stat.go.jp/about>）することができる。このサイトをとおして国勢調査、作物統計調査、学校基本調査等の統計データを利用することで、社会科あるいは総合的な学習の時間をはじめとしたさまざまな授業での活用が可能となる。地方公共団体も同様に統計データを各自治体サイトで公開しているのでそれを用いての教育実践も可能である。さらには入手したデータを基にエクセルでのデータ処理を情報の授業でおこなったり算数の授業でグラフ作成に活用したりもできる。

5. 今後の課題

論者は教職課程担当者として教育実習生の研究授業参加のために毎年数校の中学校を訪問している。教育現場への ICT 導入については各学校において差が

見られるものの、ICT 導入それ自体は現段階では不可避ともいえる状況にある。以下では ICT を導入する上で課題と考えられるいくつかの点のうち 2 点について取り上げる。

大型提示装置に関する課題

「令和 3 年度調査結果（概要）」において、「大型提示装置」は「プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のこと」と定義されている。研究授業参加のために訪問した中学校においては、それら 3 つのいずれをも目にしている。また勤務校や非常勤先の大学（短期大学）では論者自身が、プロジェクタ、デジタルテレビを利活用している。その際、いくつかの状況において画面の明るさが足りないと感じることがあった。デジタルテレビ、電子黒板の場合にはそのように感じたことはなかったと記憶しているので、プロジェクタを用いている際に感じたことであると考えられる。古いタイプのプロジェクタの場合、照度が不足している場合があるのでそうした場合にはより明るいタイプのものを導入することが必要であるといえる。

また中学校等ではスクリーンではなく黒板に投影して授業をおこなっていることがしばしばあった。この場合教室の後ろから見てみると暗く感じることも少なくなかったため、そうした点には注意が必要である。

次に画面（投影面）の大きさについてである。製品の付加価値にも因るところもあるが、基本的には画面サイズが大きい、解像度が高いものほど高価になる。しかしながら教室の後ろから授業参観していると画面が見にくいと感じたことがあったことからすると教育条件整備の観点からはより一層の改善が必要であると考えられる。その際には大学等での大教室で導入されているサブモニタをいくつか配置すること、あるいは、パソコン教室等でおこなわれているような、席の間に別モニタを配置することも考えられる。

学校図書館と情報メディア機器・ICT 環境の整備状況

ICT を活用した授業を展開する上でネットワーク上の情報資源を活用することは今日避けて通ることはできない。小田編(2016)では「ネットワークによる情報入手は、インターネットの普及に伴って、日常的なものになってきている」（小田編 2016:42）とし、「本書では、ウェブに代表されるネットワーク系メディアも、学校図書館で扱うメディアとして位置づけている」（小田編 2016:42）としている。しかしながら「令和 2 年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について（概要）」の（8）学校図書館と情報メディア機器・ICT 環境の整備状況（令和 2 年 5 月 1 日現在）によれば、学校図書館と情報メディア機器の整備状況（いずれか一つ回答）については、

学校図書館と情報メディア機器を活用できる部屋（コンピューター室等）が一体的に整備されている（隣接して整備している場合を含む）10.5

学校図書館内に、児童生徒が、検索・インターネットによる情報収集に活用できる情報メディア機器が整備されている 12.7

学校図書館内に、資料管理・資料返却用のみに使用される情報メディア機器が整備されている 47.2

整備されていない 29.6

学校図書館の ICT 環境整備状況（複数回答可）については、

校内 LAN（有線）が整備されている 53.4

校内 LAN（無線）が整備されている 34.5

児童生徒が情報メディア機器を利用できる自主学習スペースが整備されている 7.7

という結果にとどまっている（文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 2022:11）。学校図書館は「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を有し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されてい」ることに照らした場合、普通教室同様十分な（インター）ネット環境が整備されていることが必要である¹。

6. 結論

新型コロナウイルス感染症により、2020 年以降 ICT 教育のための条件整備が前倒しになったとはいえ、「5. 今後の課題」でみたように改善の余地はまだ残っている。本稿では取り上げることができなかった、特別な配慮を必要とする子どもたちへの対応、日本語教育を必要とする子どもたちへの対応はそのひとつである。

¹ 教育の情報化に関する予算が実際にどのように執行されたのかについては、今後明らかにされる必要があると考えられる。

先行研究の 1 つである国立教育政策研究所(2022)「公正で質の高い教育を目指した ICT 活用の促進条件に関する研究：2020 年度全国調査の分析」（国立教育政策研究所令和元・4 年度プロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」中間報告書 1 研究代表者 藤原 文雄）においては「GIGA スクール構想が打ち出される前、学校における ICT 環境の整備に必要な経費は地方交付税措置されていた（地方税だけで負担することは不可能であり、負担能力による ICT 環境整備状況の地域間不平等が生じると想定されたため、この経費を積算に組み込んで国から地方への財源移転が行われていた）が、それを実際にそのとおりに使用するかどうかは地方の判断にゆだねられていたためである。結果として、コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数や教室の無線 LAN 整備率等には都道府県間や市区町村間で大きな差があることが、文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」から示される」（国立教育政策研究所 2022:1）と指摘されている。

〈参考文献〉

国立教育政策研究所(2022)「公正で質の高い教育を目指したICT活用の促進条件に関する研究：2020年度全国調査の分析」(国立教育政策研究所 令和元-4年度プロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」中間報告書 1 研究代表者 藤原 文雄)

(https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r02/r040210-01_honbun.pdf)

最終アクセス日 2023. 03. 08

厚生労働省(2020a)『令和2年版 情報通信白書』「第5章 ICT分野の基本データ 第2節 ICTサービスの利用動向」

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/n5200000.pdf>)

最終アクセス日 2023. 02. 13

厚生労働省(2020b)「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について(1例目)」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html)

最終アクセス日 2023. 02. 13

文部科学省(2020)『令和2年度文部科学白書』「特集 1 新型コロナウイルス感染症禍における文部科学省の取組」

(https://www.mext.go.jp/content/20210720-mxt_boseisk01-000016965_1-1.pdf)

最終アクセス日 2023. 02. 13

文部科学省(2022)「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)(令和4年3月1日現在)[確定値]」

(https://www.mext.go.jp/content/20221027-mxt_jogai02-000025395_100.pdf)

最終アクセス日 2023. 02. 13

文部科学省初等中等教育局(2020)「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」

(https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_syoto01-000007688_1.pdf)

最終アクセス日 2023. 02. 13

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課(2022)「令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について(概要)」

(https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt_chisui01-000016869-1.pdf)

最終アクセス日 2023. 02. 13

小田光宏編(2016)『学校図書館メディアの構成』, 樹村房
総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-Stat)」

(<https://www.e-stat.go.jp/>)最終アクセス日 2023. 02. 13

危機時におけるリーダーの英語コミュニケーション術

寺澤 陽美

愛知産業大学短期大学
(2023 年 2 月 12 日受理)

The Communication Strategies in English as Leaders in Times of Crisis

Harumi TERASAWA

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN

(Accepted on February 12, 2023)

要 旨

第 29 代カナダ首相のジャスティン・トルドーがコロナ禍において国民に向けて行った英語によるスピーチを例に修辞法の観点から分析したところ、多様な人々に向けられた配慮、聞き手の一体感を高めるための言葉の選択、印象に残りやすいリズムある文体などの方策が取られていることが明らかになった。組織や社会、周囲が困難な状況にある時、危機を乗り越えようとするグループのリーダーが、聞き手に対する語りかけにおいてどのような方策を取るべきか、明示的な教訓となると考えられる。

キーワード

ジャスティン・トルドー、第 29 代カナダ首相、英語スピーチ、修辞法

1. はじめに

グローバル化する社会において、会議や公の場で多くの人に向かって話す場合には、母語だけでなく、共通言語としての英語でプレゼンテーションやスピーチを行う機会も多く、多様な人々が共存する現代の社会や職場においては増加

していると言えるだろう。発信する多くの情報の中から重要なことを聞き手に誤解なく伝えたり、発信を機に話し手が大勢の人々を共通の目標に向かって導いていこうとする時、聞き手にどのように伝わり理解されるかは、話し手の姿勢や話し方によって大きく異なる場合がある。

特に新型コロナウイルス感染症が懸念される状況下になった 2020 年以降、世界の国々でリーダーたちは、国民の安全と命を守るため、国内外に向けて様々なメッセージを発信している。自国民の安全を守ることは最重要課題であるが、どの国においてもそれぞれ独自の事情があり、様々な背景や立場の人々が生活をしている。全ての人から共感を得られるように一律な情報発信をすることは極めて難しい。特に、その国や社会、組織が危機的状況にある時、リーダーや話し手が聞き手に訴えかける時、どのような言葉を選びどのように語るべきか。本稿では、世界的な危機的状況下において、コロナに立ち向かい乗り越えるのかを発信したメッセージの中から、多様性を持つ国として知られるカナダのリーダーによって行われたスピーチを取り上げる。リーダーがどのように聞き手とコミュニケーションを取ろうとし、指導者として国民を導こうとしているのか、修辞法の観点から検討する。

2. リーダーのスピーチにおける主な特徴

国家のリーダーが国民に向けスピーチを行う際には、修辞上の特徴が見られるのが一般的である。稲木（2010）は大統領演説について、“we” や “our” さらに “us” などの一人称複数形の人称代名詞群が、バラク・オバマ¹大統領就任演説で効果的に使用されていることを指摘している。また、ドナルド・トランプ²やジョー・バイデン³の演説においても類似の特徴が見られる（寺澤，2019）。さらに、疑問文形式を用いて聞き手に直接語りかける姿勢を示したり、類似か同様の形式または構造を文中で繰り返し用いる対句法、類似や同様の表現を複数の文中に渡り繰り返す再現や、複数の文頭に繰り返し置く主句反復などの手法が特徴として挙げられる。

一方、Gallo（2020）は、特に危機的状況で人を動かすメッセージを発信する

¹ Barack Hussein Obama II、第 44 代アメリカ合衆国大統領。第 1 期 2009 年 1 月 20 日～2013 年 1 月 20 日、第 2 期 2013 年 1 月 20 日～2017 年 1 月 20 日在任。

² Donald John Trump、第 45 代アメリカ合衆国大統領。2017 年 1 月 20 日～2021 年 1 月 20 日在任。

³ Joseph Robinette Biden Jr.、第 46 代アメリカ合衆国大統領。2021 年 1 月 20 日より在任。

スピーチを行う場合には、短い単語やシンプルな文に単純化すること、危機を個人的なものにすること、具体例を複数並列させることが重要であると強調する。また、スピーチはコミュニケーション活動の一つであることから、橋本（1988）は、言語メッセージ活動として“visual”と“vocal”、“verbal”の非言語、言語にかかわる三つの要素が相互依存することの重要性を指摘している。

話し手と聞き手がコミュニケーション活動を行う際、特にスピーチのような一人から多数の人々に情報発信を行う場合には、聞き手にいかに寄り添い配慮を示すことができるか、修辭的な工夫を駆使して、聞き手が注目を傾け、多様な人々が一体感を持つことができるかが、まとまりのある組織や国家をめざすことにつながると考えられる。近年のコロナ禍といった危機が身近に迫っているような状況下においては、リーダーが人々に対して発する言葉が極めて重要となることは言うまでもない。

3. カナダ社会と若きリーダー

カナダは多文化主義政策⁴を導入した多様性の国として知られている（外務省、2009）。カナダは、もともと先住民族とイギリスやフランスからの移民が国家の母体となり形成されてきた歴史的背景に加え、毎年 20 万人以上の移民を受け入れており、近年アジアからの移民が増加するなど、現在のカナダには 200 以上の民族が存在する。外務省基礎データ（2023）によると、言語的には英語とフランス語を公用語とし、宗教的には国民の 5 割強がキリスト教徒であるのと同時に約 3 割強が無宗教である。

以上のように、歴史、民族、言語、宗教の背景と様態から、カナダは多民族国家であり、多様な人々が共生していることがわかる。

多様性の国のリーダーとして、ジャスティン・トルドー⁵が 2015 年から首相を務めており、就任時 43 歳であったことから、若きリーダーとして注目されている。

カナダの国土はロシアに次いで世界で 2 番目に広く、若き新リーダーが、広大な地に多様な人々が共存する国家を率いていくためには、人々の心をいかにして掴むかということが極めて重要なポイントとなる。そのため、トルドー首相

⁴ multiculturalism、民族や人種の多様性を尊重し、すべての人が平等に社会参加できるような国づくりを目指す政策として、1971 年に世界で初めて導入された。

⁵ Justin Pierre James Trudeau、1971 年生まれ。第 29 代カナダ首相。2015 年 11 月 4 日より在任。閣僚 38 名のうち女性が 19 名の半数を占め、ジェンダー平等をめざす姿勢でも知られる。

は、コロナ危機以降も度々機会をとらえて、多様な人々に配慮した国民へのメッセージを首相演説という形でメディアやホームページを通じて発信し続けている。

本稿では、コロナ禍の切迫した状況においてトルドー首相が国民に向けて行ったスピーチを例に、危機時にリーダーが発信するメッセージの手法について検討していくこととする。

4. スピーチ分析と考察

ここまで述べた、リーダーのスピーチに見られる特徴と多様な国カナダの社会事情をもとに、本章では、具体例を挙げ、危機的状況下でより多くの人々に届くメッセージを発信する方策を検討する。トルドー首相がコロナ禍を乗り越えるために国民に向けて行ったスピーチ⁶を分析することとする。

以下、英語のスピーチ文に続き、カッコ内に筆者による試訳を記す。英文中および日本語訳中で注目すべき部分には、筆者による下線を付すこととする。

4-1. 多様な人々への配慮

(1) Whether you're marking Easter, Passover, Tamil New Year, or Vaisakhi – this weekend is a chance to take a pause, and reflect on what really matters.

(イースター⁷であれパスオーバー⁸であれタミル新年⁹であれバイサキ¹⁰であれ、みなさんがお祝いするのが何であっても、今週末は一息ついて、何が本当に大切なのかをよく考える良い機会です。)

(2) Many made the ultimate sacrifice that day. But their bravery and courage live on. In our nurses, doctors, paramedics, and custodial workers. In our truckers, cashiers, and all front line workers. They are our heroes now, standing on the shoulders of those who came before. And today, we are all being called upon to join them, and to serve.

⁶ 2020年4月12日に、イースターを前に英語とフランス語で行われた。

⁷ キリスト教の行事である復活祭。

⁸ ユダヤ教の行事である過越（すぎこし）の祭。

⁹ インドのタミル暦の新年。

¹⁰ インドのシーク教、ヒンドゥー教徒が祝う祭。

(彼らの多くが、その日、究極の犠牲を払ったのです。しかし、彼らの勇敢さと勇気は、今も生き続けています。看護師、医師、救急隊員、清掃員といった人々の中に。トラック運転手やレジ係や最前線で働くすべての人々の中に。先人たちを手本としている彼らは、今、私たちのヒーローなのです。そして今日、私たち皆が、彼らに加わって人々に仕えることが求められているのです。)

(3) To all the kids at home watching, I want to speak directly to you, as I do every Sunday.

(家で私のスピーチを見ているすべての子どものみんなに、毎週日曜日にそうしているように、私は直接お話ししたいと思います。)

上記の例は、多様な人々への配慮がなされた表現である。様々な宗教や家族、価値観を持った多様な人々、国民の命を守る医療従事者や人々の衛生環境を守る清掃員、物資を運搬する運転手、毎日の生活を支えるレジ係、その他あらゆる現場で国家を支える人々へ、配慮しながら言葉を発している。さらには、家で日常の活動を制限されながらテレビを見ている子どもたちに対しても直接向き合い語り掛ける姿勢が見られる。

また、トルドー首相のスピーチは、二つの公用語である英語とフランス語の両方で行われている点も注目される。カナダでは英語のみ理解する人々は7割弱に及ぶが、特定の言語を話す多数派だけでなく、その他の人々にも等しく言語的な配慮がなされている。

これらの配慮をもとに言葉を直接語りかけられた国民一人一人が、首相からのメッセージに対して、耳を傾け、コロナ禍での生活について必要な行動を起こすことにつながっていく効果があると考えられる。

4-2. 一体感を高める言葉の選択

(4) We're facing really tough times right now, there's no doubt. But as a country, we've been through tough times before.

(私たちは今まさに、本当に厳しい状況に直面しています。それは疑いようありません。しかし、国家として、私たちは、過去にも厳しい状況を経験してきたのです。)

(5) I know that we will rise to the challenge. Because as Canadians, we always do.

(私たちが難題に立ち向かっていくことは私にはわかっています。なぜなら、カナダ人として、私たちは、常にそうするからです。)

(6) So many of you are pitching in, helping out, and being heroes right now. We need you to keep staying strong, because you’re a big part of this too. And if there’s one thing I know, it’s that you’re up for this challenge. Together, we will get through this.

(非常に多くのみなさんが、現在協力し合い、手助けし、ヒーローになってくれています。みなさんには引き続き、強い心を持ち続けていただきたいのです。なぜならみなさんは、大きな役割を担っているのです。そして、私にわかることが一つあるとすれば、みなさんはこの挑戦に向かっていく準備ができているということです。みなさん一緒に、この危機を乗り越えましょう。)

これらの例には、人称代名詞を効果的に選択した修辭的方策が見られる。一人称複数形の“we”を多数用いることによって、聞き手であるカナダ国民“you”と話し手“I”である首相、政府、そして国家全体が一体“we”となって困難な挑戦に立ち向かい、危機を乗り越えていくのだ、という話し手の意志を読み取ることができる。同時に、多様な人々の集まりである聞き手にとって、出自や背景はさまざまであったとしても、連帯し協力し合おうという一体感が高められる話法となっている。

4-3. リズムのある文体

(7) When we come out of this, and we will come out of this, we will all take pride in the sacrifices we’ve made to protect each other and to protect the country we love.

(私たちが今回の危機を乗り越えた時、私たちは必ずや乗り越えるでしょうが、私たちはきっと誇りに思うことでしょう。私たちがお互いを守るために、そして私たちの愛する国を守るために払った犠牲を。)

(8) Thank you, for everything you’ve been doing to get us here. We’re

doing ok. I know it doesn't seem that way, and I know it's a scary time. And I know you want to see your friends. But we're counting on you to keep doing your part. To keep staying home, and to keep being there for your moms and dads.

(私たちがここに至るまでにいろいろとご協力ありがとうございます。私たちはうまくやっています。私にはわかっています。うまくやっているとそうは見えないことを。私にはわかっています。恐ろしい状況であることも。私にはわかっています。みなさんが友達に会いたいということも。でも、みなさんが、自分の役割を果たすよう引き続きやってくれるよう、私たちは期待しています。これまでのように家にいて、お母さんやお父さんのそばにいてくれることを。)

スピーチの終盤において、例(7)では、“we will + 動詞”の形、例(8)では、“I know + 文”の形を短い間隔で繰り返して用いる主句反復の方法が取られている。同一表現を並列的に繰り返し用いて語りかけることによって、文体上のリズムが作り出されることになり、これは、より多くの聞き手の記憶に残りやすくなる効果が期待できる。国民へのメッセージの終盤で意図的に用いることによって、危機時に伝えるメッセージとして最大の効果がある手法の一つと言えるであろう。

5. まとめと今後の課題

第29代カナダ首相ジャスティン・トルドーによるコロナ禍における国民に向けたスピーチを具体例として、危機時にリーダーが聞き手に対してどのように語りかけるべきか、修辞法の観点から考察した。その結果、多様な人々に向けられた配慮、聞き手の一体感を高めるための言葉の選択、印象に残りやすいリズムある文体などの方策が取られていることが明らかになった。

組織や社会、周囲が困難な状況にある時、危機を乗り越えようとするリーダーの語りかけの姿勢によって、聞き手や組織のメンバーの今後の行動や相互協力に大きな影響や効果を及ぼすことになる。そのために、話し手はどのような方策を取るべきか、今後もさまざまなリーダーの言葉に注目していきたい。

参考文献

- 安西徹雄（2000）『英語の発想』ちくま学芸文庫.
- 外務省（2023）「カナダ基礎データ」.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/data.html>（閲覧日：2023年2月1日）.
- 外務省（2009）「わかる！国際情勢Vol.38 多文化主義と多国間主義の国、カナダ」.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol38/>（閲覧日：2023年 2月1日）.
- ガロ, カーマイン（2020）「危機的状況で人を動かすメッセージを発信する方法」DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー2020.05.21号, ダイヤモンド社.
<https://dhbr.diamond.jp/articles/-/6749>（閲覧日：2022年12月1日）.
- Gallo, Carmine (2020) Finding the Right Words in a Crisis, Harvard Business Review, April 17, 2020
<https://hbr.org/2020/04/finding-the-right-words-in-a-crisis>（閲覧日：2022年 12月1日）.
- ハーラン, パトリック（2016）『大統領の演説』角川新書.
- 橋本満弘（1988）『英語コミュニケーション』p.45, 学書房出版.
- 稲木昭子（2010）「大統領就任演説のことば学--人称代名詞の有標的使用」追手門学院大学英語文化学会論集19号, pp.1-14.
- 井上泰浩（2017）『世界を変えたアメリカ大統領の演説』講談社.
- ジャパントイムズ出版英語出版編集部編（2020）『the Japan times NEWS DIGEST 2020夏特別号 コロナ禍を生き抜く 一厳選危機管理スピーチ集』ジャパントイムズ出版.
- コスモピア編集部編（2021）『危機時のリーダーの英語』コスモピア.
- 二階堂忠春. 田中千尋（2009）『聞き手を熱狂させる！戦略的会話術』廣済堂.
- Office of the Commissioner of Official Languages (2020) Fast figures on Canada's official languages (2016),
<https://www.clo-ocol.gc.ca/en/statistics/canada>（閲覧日2023年1月30日）.
- 沢田 博 [編]（2020）『分断のアメリカ 希望への選択』コスモピア.
- 島田 毅, グロービス（2020）『MBA心理戦術101 なぜ「できる人」の言うこ

とを聞いてしまうのか』文芸春秋.

Spice, Byron (2016). Most Presidential Candidates Speak at Grade 6-8 Level. Carnegie Mellon University News. March 16, 2016, <https://www.cmu.edu/news/stories/archives/2016/march/speechifying.html> (閲覧日：2022年12月10日).

鈴木 健 (2010) 『政治レトリックとアメリカ文化 オバマに学ぶ説得コミュニケーション』朝日出版社.

田中武人, 佐藤幸男, 近江誠 (2010) 『歴史に残る大統領の就任演説』小学館.

寺澤陽美 (2019) 「大統領就任演説における人称代名詞の使用 —オバマとトランプの比較から—」『愛知産業大学短期大学紀要』第31号, pp.43-59, 愛知産業大学短期大学.

鶴田知佳子, 柴田真一 (2014) 『英米リーダーの英語』コスモピア.

綿貫 陽 (2000) 『ロイヤル英文法改訂新版』旺文社.

安武知子 (2009) 『コミュニケーションの英語学』開拓社.

演説原稿参照元

The COVID-19 pandemic is the challenge of our generation, April 12, 2020
<https://pm.gc.ca/en/videos/2020/04/12/covid-19-pandemic-challenge-our-generation?p=1> (閲覧日 2023年1月30日).

La COVID-19 est le défi de notre generation, 12 avril 2020
<https://pm.gc.ca/fr/videos/2020/04/12/la-covid-19-defi-de-notre-generation>
(閲覧日 2023年1月30日).

英語ライティングの授業における Mentimeter の活用

松野 澄江

愛知産業大学短期大学

Using Mentimeter in the English Writing Classroom

Sumie MATSUNO

Aichi Sangyo University College

12-5, Harayama, Oka-cho, Okazaki-shi, Aichi, 444-0005 JAPAN

要 旨

Student Response Systems (SRS)とは、学生がスマートフォンなどの端末を使用しインターネットにアクセスし、意見や回答を書き込み、それらがリアルタイムでスクリーンに映し出され、クラス全体で共有することができるというシステムである。本研究では、SRS の一つである Mentimeter を大学の英語ライティングのクラスで毎回使用し、学期末に学生に Mentimeter を使用することに対するメリット、デメリット、改善点を自由記述させた。結論としては、Mentimeter の使用は主体的で対話的な学びを促進し、また、匿名で回答ができることをメリットにあげている学生が多かったことから、普段は意見を発することが苦手な学生でも積極的に自分の意見が言えたのではないかという結論に達した。

キーワード

Student Response Systems (SRS)、Mentimeter、対話、大学、ライティング

本研究の背景と目的

文部科学省が 2017 年に告示した新学習指導要領には 3 つの柱として、「個別の知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」が掲げられている。この中の「学びに向かう力・人間性」として、「学習に主体的に取り組む態度」が重要視されており、そのためにもアクティブラーニングや ICT 活用が必要であると示されている。また、大学においては、「大学教育のデジタル

イゼーション・イニシアティブ (Scheem-D) With コロナ/After コロナ時代の大学教育の創造～の実施について」の中で、Scheem-D (スキーム・ディー) について述べており、Scheem-D とは、「大学 (短期大学及び高等専門学校を含む。) の教育、とりわけ授業に焦点をあて、デジタル技術を上手に活用した特色ある優れた教育取組のアイデアを、大学教員やデジタル技術者 (企業) が協働で、教育現場で実践、試行錯誤、普及・実装していく取組」であるとされている (文部科学省、2020)。

このような状況で、ICT の実践や研究は各分野で盛んにおこなわれており、授業において ICT をいかに活用すると効果的であるのかについても、さまざまな研究がなされている。例えば、森下、谷塚、東原 (2018) は教員養成学部生の教育実習において ICT 活用授業実践が ICT 活用指導力により効果をもたらすことを実証した。黒木と倉知 (2021) はデザイン教育の学生を対象に ICT の活用と教育効果についての研究を行い、結果、ICT を活用することにより、学生のやる気を引き出し、主体的に課題に取り組む環境を整えることができたとしている。小清水 (2020) は小中高の教員を対象に ICT 活用に対する意識調査を行い、ICT 活用を推進するには教員の ICT 活用に対する有用性や関心を高める必要があり、ICT 活用に向かう姿勢の向上には ICT 活用に対する使命感や責任感を高める必要があるという結論に達した。小林 (2021) はインターネットを介したコミュニケーション (Computer Mediated Communication) として、時間差を許容する非同期型 (Asynchronous CMC) とリアルタイムな同期型 (Synchronous CMC) の比較をしており、共に、英語を話すことに対する不安の軽減や英語に対する意識の変容が見られたとの結果を発表した。また、阿部、香西、遠藤、蔭、森田 (2022) は大学教員のオンライン授業に関する調査において、オンライン授業でアクティブラーニングを実践する力を高めるためには、ICT の利用経験を増やすとともに、授業で ICT を活用することに対する信念が必要であること、対面授業を効果的に行う知識をオンライン授業に直接的に適用できるわけではないことを指摘した。Ilic (2022) は日本の大学生を対象にした調査結果の中で、教育者が協働学習をデザインするにあたって、学生たちがすでに馴染んでいるスマートフォンを活用して授業を行うことを提案した。

一方、本研究で取り上げる Student Response Systems (SRS) については海外では多くの研究があるが、日本での研究は非常に少ない。SRS について Prud'homme-Genereux (2017) は以下のように述べている。

Student response systems (SRS) are polling methods that give teachers real-time feedback during class about what all students are thinking (p.40).

[Student response systems (SRS)は調査メソッドであり、すべての生徒が何を考えているのかについて、授業中に教師にリアルタイムのフィードバックを与える。]

海外での言語のクラスにおける SRS 研究をいくつか紹介する。Agbatogun (2014) は ESL の小学生 91 人を対象に調査を行い、SRS の使用したクラスの方が事前テストと事後テストの期間にコミュニケーション能力が明らかに向上したことを立証した。Moorhouse & Kohnke (2020) は ESP (English for Specific purposes) のクラスにおいて、従来のレスポンスカードの代わりとして、Mentimeter 使用の有効性を述べ、様々な使用方法を提案した。Sénécal, Cardoso, Mezzaluna (2022) は成人対象の ESL クラスにおいて SRS を使用することにより、学び、自己評価、取り組み度、対話の面において学生の肯定的な認識を得ることができたとしている。また、Schulz et. al. (2022) は小学 1 年の英語のクラスにおいて、SRS の使用と従来の手法 (レスポンスカードや挙手) を生徒の授業態度という点において比較し、どちらも発表する点や正答率についてほぼ同じであるという結果を得た。

しかしながら、先に述べたように日本では SRS についての研究はあまりなされていない。上野、山上、石川、野崎、宮本、米村、増田、野崎 (2020) が中学の保健体育の授業において他者とのコミュニケーションを促進する工夫として Mentimeter を活用した研究を行った。結果、生徒たちに行ったアンケートから Mentimeter を用いた授業は主体的・対話的で深い学びの実現に役立ち、生徒間のコミュニケーション促進に役立つとのことであった。主体的参加に対しては意見が伝えやすく、対話を通じた学習に対しては意見が知りやすく、深い学びに対しては意見の知りやすさと意見交換のしやすさが影響を及ぼすことが判明した。

本研究においては SRS の一つである Mentimeter を大学のライティングのクラスで活用し、学生たちの Mentimeter に対する意見調査を学期末に行った。ライティングのクラスは学生の意欲を起こさせることが難しく、学生たちが意見を発する機会がコミュニケーションのクラスと比較すると少なくなりがちである。このようなクラスで Mentimeter を活用することにより少しでも学生たちに主体

的で対話的な深い学びを提供することができればと考えた。

調査方法

Mentimeter (Interactive presentation software - Mentimeter)は無料のプレゼンテーションプラットフォームで、視聴者（本研究では学生）が各デバイス（本研究ではスマートフォン）から投票、意見、データを送信すると、コンピューターがすぐに集計し、結果をスクリーンに映し出すプラットフォームである。これを授業で使用し、学生からのコメントや投票結果をスクリーンに映し出した。

大学1年生の前期の2クラスにおいて毎回の授業で Mentimeter を使用した。それぞれ36名のパラグラフィティングのクラスであった。1クラスは文学部、もう1クラスは理学部の学生で、文学部の学生のほうが積極的に授業に参加する傾向があり、全体的に英語に興味・関心がある学生が多かった。2クラスとも日本の国立大学であるため、英語のレベルは中上級レベルと考えられる。1限目のクラスが文学部、2限目のクラスが理学部であった。

毎回の授業の前半45分で何度か Mentimeter を使用した。学生は個々に、またはペアやグループでコメントを書いたり、アンケートに答えたりした。彼らはスクリーンに現れるQRコードをスマホで読み取り、質問に答えた。質問のタイプは多肢選択式または自由記述であった。自由記述式に関しては、学生は最初の2週は日本語で回答したが、それ以降は英語で回答した。また一度のみ、ワードクラウド形式を使用した。ワードクラウド形式とは文字をその出現頻度に応じた大きさで示してくれるもので、回答が増えるたびに文字が雲のようにぐらぐらと移動する形式である。

図1は多肢選択式の回答例である。またこの質問のあと、学生はペアで“Who is the convenience store competitor and why?”という質問に対する回答を考え送信した。図2がその回答の一部である。

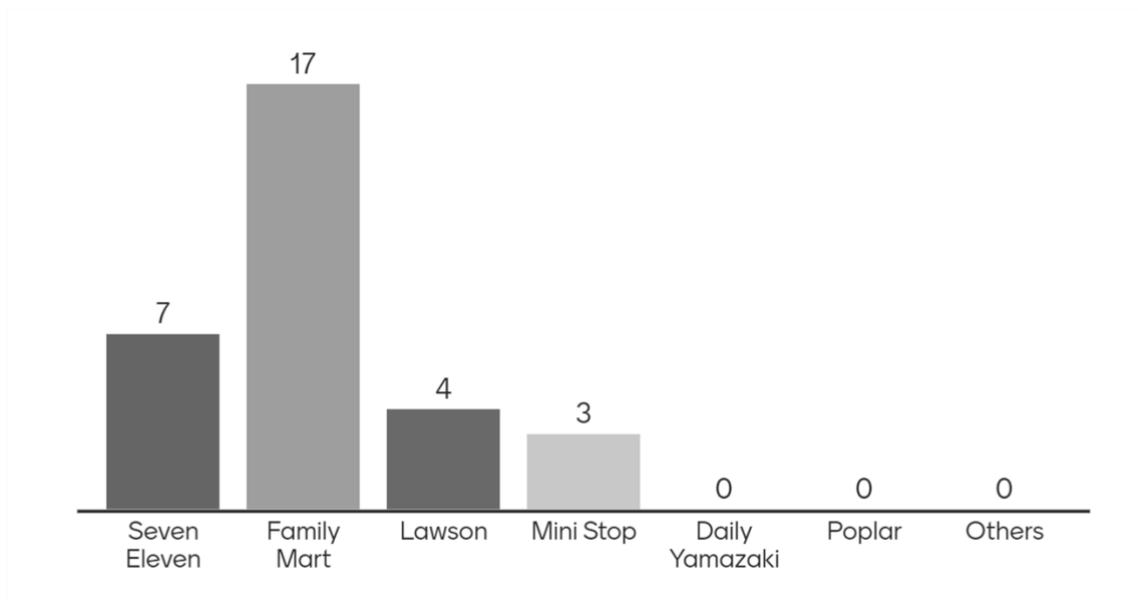


図 1. Mentimeter の多肢選択式の回答例

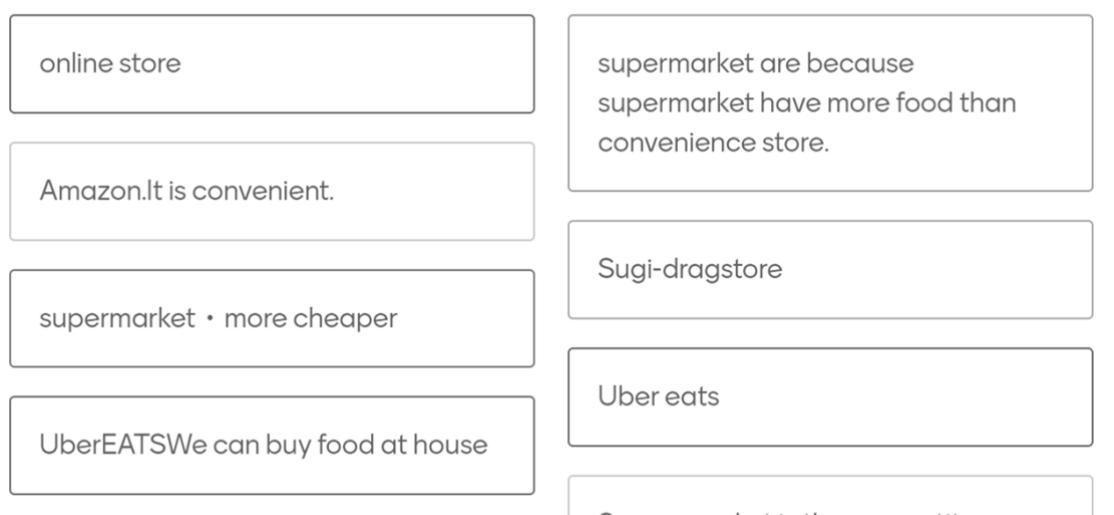


図 2. Mentimeter の自由記述式の回答例

このような活動は授業前半 45 分に、ライティングをする前の pre-writing 活動として行った。活動内容により学生が回答までにかかる時間は様々であったが、多肢選択式で約 1 分から 2 分、自由記述式で約 4 分から 7 分ほどかかった。

学期末に学生に Mentimeter を使うことに対するコメントを書くように依頼した。質問は「Mentimeter を使うことについてのメリット、デメリット、改善点を自由に書いてください。」というものであった。ほとんどの学生が日本語で

回答した。

結果と考察

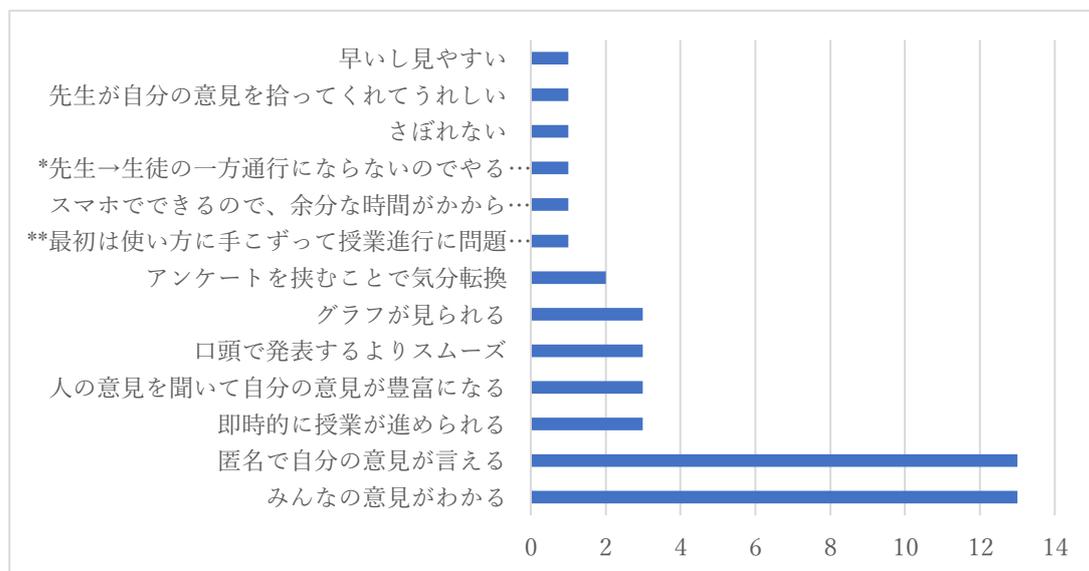
アンケート結果は、それぞれ文学部と理学部に分けて紹介することとする。これは学生たちの英語の授業への興味、関心が違っており、これがアンケートにも反映する可能性があるのではないかと考えたためである。

メリットについて

表1が文学部、表2が理学部の良い点に関するアンケート結果である。これらのグラフから「みんなの意見が分かる」や「即時的に授業が進められる」ことが学生たちはよいと思っているのが分かる。また、「匿名で意見が言えること」をメリットとして挙げている学生が多いことも分かる。これについては、Stowell& Nelson (2007)やPrud'homme-Genereux(2017)も、シャイな学生でも意見が言えることがSRSの良い点であるとしている。また、「先生から生徒の一方方向にならない」、「授業に参加できている感がある」などのコメントが主体的な学びと関連すると思われる。

表1

メリット（文学部）

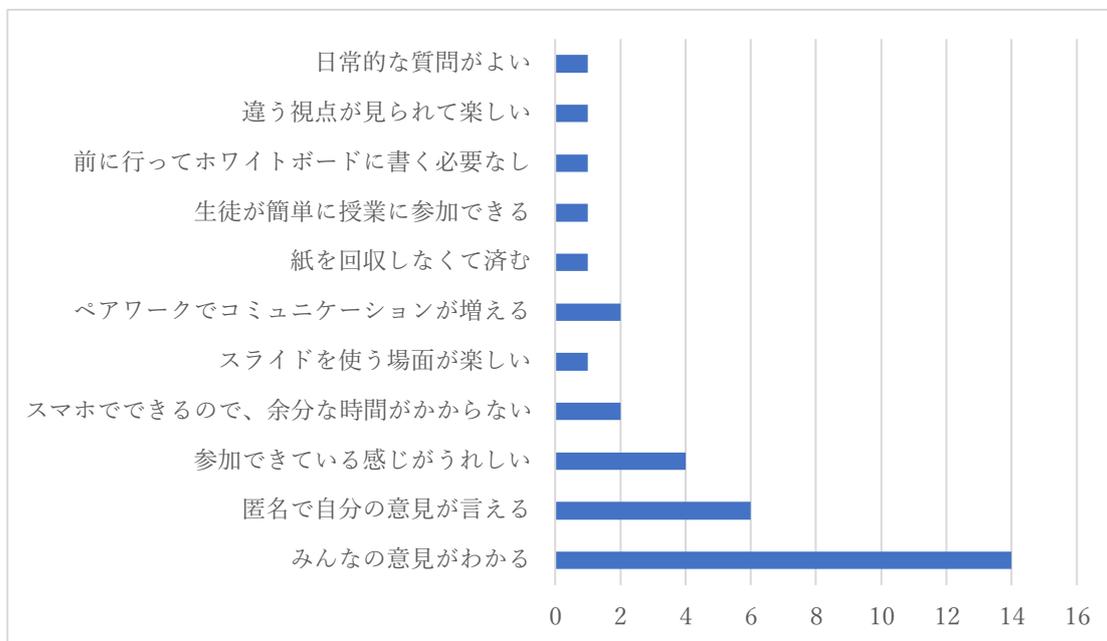


*先生→生徒の一方通行にならないのでやる気につながる

** 最初は使い方に手こずって授業進行に問題があったが、後半は慣れてよかった

表 2

メリット (理学部)

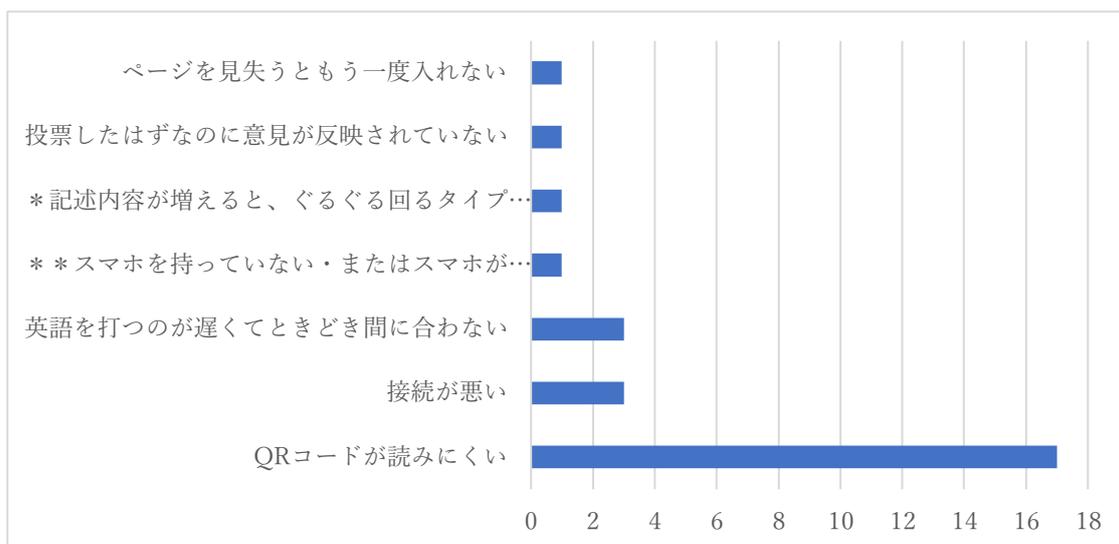


デメリットについて

表 3 と表 4 はデメリットについての結果である。

表 3

デメリット (文学部)

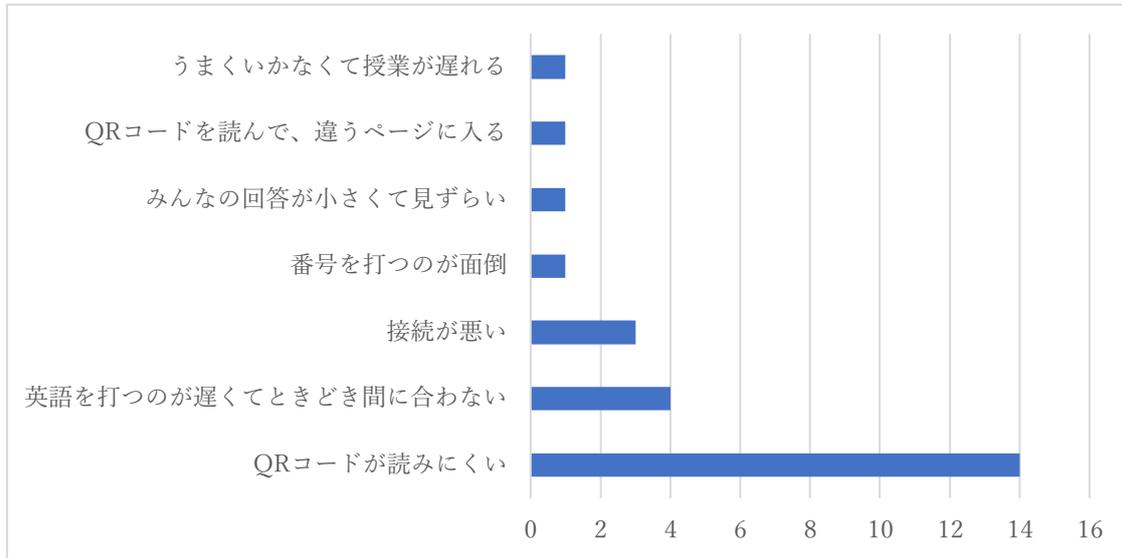


* 記述内容が増えると、ぐるぐる回るタイプはとても見づらい

**スマホを持っていない・またはスマホが壊れた場合などに対処できない

表 4

デメリット（理学部）



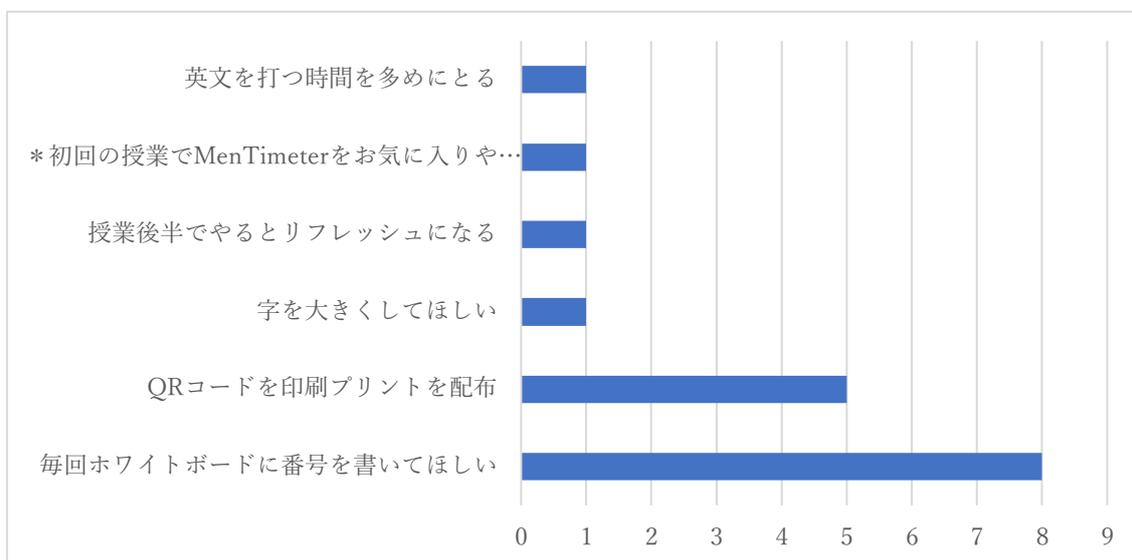
どちらのクラスも「QRコードが読みにくい」という回答が一番多かった。スクリーンにQRコードを映し出し、学生がそれをスキャンする方法を取ったので、この点については今後もMentimeterを使用するのであれば改善する必要があると感じた。また、「英語を打つのが遅くて間に合わない」という意見や「接続が悪い」との意見もあった。学生はスマホを使用し、文字を打つ機会が多く、すぐに打てると考えたが、通常彼らは日本語を打つので、本研究のように英語を打つには慣れていないのだと推察した。また、大学では無償のWi-Fiがあり、ほぼすべての学生がそのWi-Fiを使用しているが、同時にアクセスするとつながりにくくなるのかもしれないと感じた。文学部のコメントの中で「ぐるぐる回るタイプ」というのはWord Cloud形式のことで、コメントが雲のようにいろいろな場所に移動するので確かにコメントを読みにくかったため、一度のみ使用した。

改善点について

表5と表6が改善点についてのコメントである。改善点に関するコメントは、文学部では17あったが、理学部では5しかなかった。そのうち2人のコメントは継続すべきであったことから、これは改善点には入らないと判断したので、今

回の統計には含んでいない。

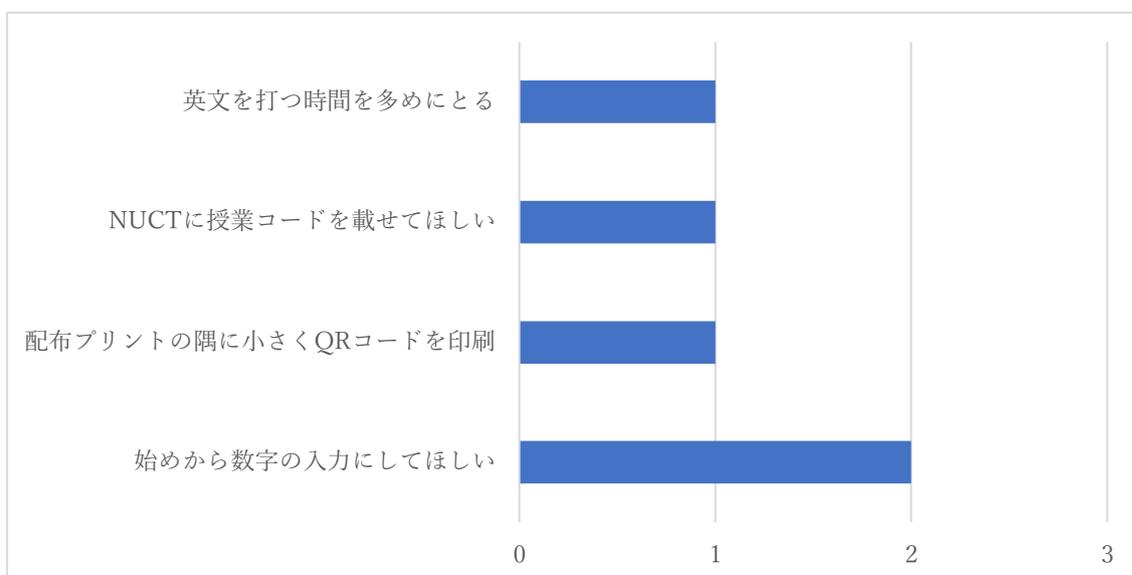
表 5：改善点（文学部）



*初回の授業で MenTimer をお気に入りやブックマークに登録してもらったり、アプリをダウンロードし、数字を入力するほうがスムーズ

表 6

改善点（理学部）



一番多いデメリットのコメントが「QRコードが読みにくい」ということであつたことから、改善点もそれに関するものが多かった。「QRコードの代わりにホワ

イトボードに番号を書いてほしい」、「プリントの隅に QR コードを入れてほしい」などがあった。また、「初めから Mentimeter のアプリを学生にダウンロードさせ、番号だけを毎回入れるようにすればよい」との意見があったが、これはよい案であると考え、今後の Mentimeter の使用の際に活用したいと感じた。

結論

本研究においては文学部と理学部で大きな意見の違いは認められなかった。どちらの学部においても、少なからず英語ライティングのクラスで Mentimeter の使用は学生を主体的に学ばせるのに役に立ったと考える。従来の授業では全学生から回答を得ることはほぼ不可能であるが、Mentimeter を使用することにより、学生全員から回答を得ることができ、学生が主体的に授業に参加することができた。また、匿名で回答ができることをメリットにあげている学生が多かったことから、普段は意見を発することが苦手な学生でも積極的に自分の意見が言えたのではないかと考える。これについては同様の意見を Stowell & Nelson (2007) や Prud' homme-Genereux (2017) も述べている。また、リアルタイムで他の学生の意見を共有できる点をメリットとして挙げている学生も多かったことから、授業に活気をもたせることができると感じた。

多くの企業が SRS サービスを現在提供している。例えば iClicker (<https://www.iclicker.com/>), Kahoot (<https://kahoot.com/>), Nearpod (<https://nearpod.com/>), Poll Everywhere (<https://www.polleverywhere.com/>), Slido (<https://www.sli.do/>), Socrative (<https://www.socrative.com/>), Turning Technologies (<https://www.turning-technologies.ca/>), Quiz Socket (<https://github.com/kwappa/quizsocket>), and Verso (<https://versoapp.com/>) などがある。これらの中から教員の授業形態にあったものを選び、主体的で対話的学びを促進するためにも、多くの教員が授業で SRS を活用することを期待する。

参考文献

- 阿部真由美, 香西佳美, 遠藤健, 蔣妍, 森田裕介. (2022). 大学教員のオンライン授業に関する知識の実態および授業の満足度と意欲に与える影響. *日本教育工学会論文誌*, 46(1), 25-34.
- Agbatogun, A. O. (2014). Developing learners' second language

- communicative competence through active learning: clickers or communicative approach? *Educational Technology & Society*, 17(2), 257-269.
- Ilic, P. (2022). Leveraging smartphone affordances for EFL emergency remote teaching. *International Conferences e-Society 2022 and Mobile Learning*, 203-209. Retrieved January 18th, 2023 from <https://www.esociety-conf.org/wp-content/uploads/2022/03/12.2-2.pdf>
- 黒木宏一, 倉知 徹. (2021). デザイン教育における ICT の活用と教育効果. *芸術工学会誌*, 82, 86-93.
- 小林翔. (2021). 英語でのスピーキングに対する抵抗感の変化—ICT を活用した協働型国際交流に焦点をあてて—. *全国教育英語学会紀要*, 32, 161-176.
- 小清水貴子. (2020). 計画的行動理論を用いた一斉学習における ICT 活用行動モデルの検討. *日本家庭科教育学会誌*, 63(3), 101-109.
- 文部科学省. (2017). *中学校学習指導要領 総則編* 平成 29 年告示.
- 文部科学省. (2020). 大学教育のデジタルイニシアティブ (Scheem-D) ~ With コロナ / After コロナ 時代の大学教育の創造 ~ (閲 覧 2023.1.17)(最 終 閲 覧 日 2023, January, 18th. https://www.mext.go.jp/content/20200622-mxt_senmon01-000008059_4.pdf
- Moorhouse, B.L., & Kohnke, L. (2020). Using Mentimeter to elicit students responses in the EAP/ESP classroom. *RELC Journal*, 51(1), 198-204.
- 森下孟、谷塚光典、& 東原義訓. (2018). 教育実習での ICT 活用授業実践による ICT 活用指導力への効果. *日本教育工学会論文誌*, 42(1), 105-114.
- Prud'homme-Genereux, A. (2017). Assembling a case study tool kit: 10 tools for teaching with cases. *Journal of College Science Teaching*, 47(2), 37-45.
- Schulz, T., Cividini-Motta, C., Blair, K., Macnaul, H. (2022). A comparison of high-tech and low-tech response modalities to improve student classroom behavior. *Journal of Behavioral Education*, 31, 243-264.
- Sénécal, A., Cardoso, W., Mezzaluna, V. (2022). Make words click! Learning English vocabulary with clickers. *Computer Assisted*

Language Learning, 1-23.

Stowell, J.R., & Nelson, J.M. (2007). Benefits of electronic audience response systems on students participation, learning, and emotion.

Teaching of Psychology, 23, 253-258.

上野 耕平、山神 眞一、石川 雄一、野崎 武司、宮本 賢作、米村 耕平、増田 一仁、野崎 佳子. (2022). Mentimeter を活用した保健授業の実践. *香川大学教育実践総合研究*, 41, 49-56.

ディオバン事件
—刑事責任の問題について—

横瀬 浩司 横瀬 富如
愛知産業大学短期大学 愛知産業大学短期大学
(2023年2月13日受理)

Diovan Case
—On the Issue of Criminal Liability—

Koji YOKOSE Fuyuki YOKOSE
Aichi Sangyo University College
Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN
(Accepted on February 13, 2023)

要 旨

最高裁令和3年6月28日第一小法廷決定は¹、起訴された被告人等の行為は薬事法（平成25年法律第84号による改正前のもの。以下同じ。）66条1項の誇大広告の罪の構成要件には該当しないとした。「ディオバン事件」において、被告人等の行為の刑事責任が否定され、無罪が確定した。これは、解釈上の限界であり、立法上の解決が図られたことを明らかにした。

キーワード

薬事法66条1項の誇大広告の罪、促進手段性、学術論文の「広告」性

1、はじめに

「ディオバン事件」とは、ノバルティス社から市販されている高血圧の治療薬

¹ 最高裁令和3年6月28日第一小法廷決定（平成30年(あ)第1846号、薬事法違反被告事件）（刑集75巻7号666頁）。

である商品名「ディオバン」(一般名「バルサルタン」)に関わる5つの臨床研究論文不正事件をいう²。

平成24年ごろから、臨床疫学専門家や循環器医からディオバン臨床研究の信頼性への懸念が指摘され、試験における不正操作疑惑が相次いで浮上した。その結果、慈恵ハート研究などの論文が掲載誌から撤回となり、社会の耳目を集めた。

厚生労働省は委員会を立ち上げ、ヒアリングを行った結果、いずれの臨床試験においてもノバルティス社元社員が統計解析などに関与し不正操作を行った疑惑が高まってきた。厚生労働省は、容疑者不明のまま誇大広告による薬事法違反の疑いで検察庁に告訴し、平成26年6月11日に元社員が逮捕された。

平成29年3月16日、東京地方裁判所は元社員とノバルティス社に無罪を言い渡し、平成30年11月19日、東京高等裁判所も第1審判決を支持し、令和3年6月28日、最高裁判所は、起訴された被告人等の行為は薬事法66条1項の誇大広告の罪の構成要件には該当しないとし、検察側の上告が棄却され、無罪が確定した。

本稿においては、学術論文の学術雑誌への掲載が、薬事法66条1項の規制する行為に該当するか否かに関して、薬事法66条1項の規制する「記事を広告し、記述し、又は流布」する行為の意義について、そして、薬事法66条1項の規制する特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段としてされた告知といえるか否かの判断方法について、「ディオバン事件」を中心として考察・検討したい。

2、問題の所在

薬事法66条1項は、「何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的である

² なお、「5つの臨床試験とは、慈恵ハート研究(JHS、慈恵医科大学)、京都ハート研究(京都府立医科大学)、VART研究(千葉大学)、SMART研究(滋賀医科大学)、名古屋ハート研究(名古屋大学)でノバルティス社の総額11億3,000万円にのぼる経済的支援により行われた。高血圧患者は3,000万人といわれるほど大きな薬市場であるが、1999年に発売されたディオバンはアンジオテンシンⅡ受容体拮抗薬(ARB)として3番目に登場したノバルティス社の期待の新薬であった。KHS、JHSはおのおの約3,000人の高血圧患者を対象として、ディオバンと非ARBとにランダム化して追跡、心血管合併症の発症を比較するという試験であるが、どちらもその成果は際立っていた。ディオバン群が非ARB群に比べてJHSでは39%、KHSでは45%も心血管イベントを抑制するという驚異的な結果であった。ノバルティス社はこれを基に、講演会や座談会で活発な宣伝を行った結果、ディオバンは年間1,400億円を売り上げるようになった。」とされる(桑島巖「ディオバン事件——研究者と企業の倫理」医の倫理の基礎知識2018年版[https://www.med.or.jp/doctor/rinri/i_rinri/h12.html] (最終検索日:令和5年1月31日)参照)。

と暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。」と誇大広告を規制し、その違反に対して、「二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」(薬事法 85 条 4 号)と罰則を規定し、そして、その違反した者を使用する法人または人に対して罰金刑を科す両罰規定(薬事法 90 条 2 号)を規定する。

「ディオバン事件」において、薬事法 66 条 1 項の誇大広告の罪の刑事責任が問題となった各公訴事実の要旨は、次のとおりである。

被告人 A 株式会社(以下「被告会社」という。)は、医薬品等の製造・販売等を営む株式会社であり、被告人 B(以下「被告人」という。)は、被告会社の従業員として、D 医科大学大学院医学研究科に所属する医師らにより実施された被告会社が製造・販売する高血圧症治療薬 X(商品名「Y」)を用いた臨床試験(以下「本件臨床試験」という。)及びその結果に基づいて行うサブ解析又は補助解析について臨床データの解析等の業務を担当していたものであるが、被告人は、被告会社の業務に関し、(1)補助解析の結果を被告会社の広告資材等に用いるため、本件臨床試験の主任研究者である E 及び同研究者である F らと共に、高血圧症治療薬であるカルシウム拮抗薬と X との併用効果に関する本件臨床試験の補助解析論文を記述するに当たり、同論文の定義に基づかないで薬剤の投与群を群分けし、本件臨床試験において確認された他剤投与群の脳卒中等のイベント数を水増しし、統計的に有意差が出ているか否かの指標となる値につき解析結果に基づかない数値を記載するなどして作成した虚偽の図表等のデータを F らに提供し、同人らをして、同データに基づいて、同論文原稿の本文に、英語で、X を併用ないし追加投与した場合、そうでない場合に比べて狭心症や脳卒中の発生率が有意に低かった旨等の虚偽の記載をさせるとともに同図表等を同論文原稿に掲載させ、F をして、海外に本店を置く雑誌社が発行する学術雑誌に同論文原稿を投稿させ、同社のホームページに同論文を掲載させて、不特定多数の者が閲覧可能な状態にし、(2) サブ解析の結果を被告会社の広告資材等に用いるため、E 及びサブ解析の研究者である G らと共に、冠動脈疾患を有する高リスク高血圧患者における X の追加投与の効果に関する本件臨床試験のサブ解析論文を記述するに当たり、本件臨床試験において確認された他剤投与群の脳卒中等のイベント数を水増しし、同水増しを前提に解析するなどして作成した虚偽の図表等のデータを G らに提供し、同人らをして、同データに基づいて、同論文原稿の本文に、英語で、冠動脈疾患の既往歴がある被験者の場合、X 投与群の方が他剤投与群と比較して脳卒中の発生率が有意に低かった旨虚偽の記載

をさせるとともに同図表等を同論文原稿に掲載させ、Gをして、海外に本店を置く雑誌社が発行する学術雑誌に同論文原稿を投稿させ、同社が管理するウェブサイト同論文に掲載させて、不特定多数の者が閲覧可能な状態にし、もってそれぞれ医薬品である X の効能又は効果に関して、虚偽の記事を記述した。

被告会社および被告人は、医薬品である X の効能又は効果に関して、虚偽の記事を記述したとして起訴された。

第 1 審判決（東京地裁平成 29 年 3 月 16 日判決）は、事実関係については、本件各公訴事実記載の事実をおおむね認めたが、薬事法 66 条 1 項が規制するのは、顧客を誘引するための手段として同項所定の事項を広く世間に告知させる行為であり、「記事の記述」も同手段としてされるものであることを要とした上で、本件各公訴事実記載の各論文（以下「本件各論文」という。）を作成し、本件各公訴事実記載の各雑誌（以下「本件各雑誌」という。）に投稿して掲載させた行為は、一般の学術論文の学術雑誌への掲載と異なることなく、同手段としての性質を有しないから、同項の規制する「記事の記述」に当たらないとして、被告人及び被告会社に対し、無罪を言い渡した。

原判決（東京高裁平成 30 年 11 月 19 日判決）も、同項の規制する行為につき、顧客誘引の手段となっていること（誘引手段性）を要するとして第 1 審判決とおおむね同旨の解釈を採り、被告人の行為の同項該当性に関する第 1 審判決の判断も是認して、検察官の各控訴を棄却した。

検察官は、薬事法 66 条 1 項の規制する「記事の記述」とは、同項所定の事項を記載して広く一般に知らしめる行為をいい、誘引手段性を要するものではなく、また、仮に同手段性を要すると解したとしても、被告人の行為には同手段性が認められるから、「記事の記述」に該当すると主張して、上告した。

最高裁令和 3 年 6 月 28 日第一小法廷決定（刑集 75 卷 7 号 666 頁）は、以下のように判示して、上告を棄却した。

「薬事法は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下『医薬品等』という。）の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うこと等により、保健衛生の向上を図ることを目的とし（1 条）、その目的を達成するために、医薬品等の製造・販売等に関して厳格な規制を設けている。このような同法の目的・趣旨に加え、我が国における医薬品等の広告規制の沿革等に照らすと、同法 66 条 1 項は、商品・製品である医薬品等の効能、効果等に関し、虚偽又は誇大な情報を発信することにより一般消費者等の需要者又は医薬品を処方する医師等の認識を誤らせ、適切とはいえない医薬品等を選択させ摂取等をさせること

によって保健衛生上の危害が生ずることを防止しようとする趣旨であると解される。このような同項の趣旨及びその保護法益に照らすと、同項の規制する『記事を広告し、記述し、又は流布』する行為は、特定の医薬品等に関し、当該医薬品等の購入・処方等を促すための手段として、不特定又は多数の者に対し、同項所定の事項を告知させる行為をいうと解するのが相当である。

そして、上記のような薬事法 66 条 1 項の趣旨及びその保護法益に鑑みると、同項該当性の判断に当たっては、特定の医薬品等に関する告知がその受領者によりどのようなものとして受け止められるかが重要であり、同項の規制する特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段としてされた告知といえるか否かは、当該告知の内容、性質、態様等に照らし、客観的に判断するのが相当である。

第 1 審判決及び原判決の認定並びに記録によれば、本件各論文は、医科大学大学院に所属する研究者であり医師である者らによって実施された本件臨床試験の補助解析及びサブ解析の結果を取りまとめた学術論文であり、研究者らを著者とし、同補助解析等の結果得られたとされる新規の医学的発見に関し、研究の目的、方法、条件等を開示し、研究者らの考察を示し、研究の限界なども付記するなど、通常の学術論文の作法に従って作成されたものであること、本件各論文が投稿され、掲載された本件各雑誌は、いずれも査読を要する医学分野の専門的学術雑誌であることが認められる。このような本件各論文の内容、性質、本件各雑誌の性質等に照らすと、本件各雑誌に掲載された本件各論文の主な読者層は研究者や医師等の医学分野の専門家であると想定され、本件各論文の本件各雑誌への投稿、掲載は、著者である研究者らによる同一分野の専門家らに向けた学術研究成果の発表であるといえる。そして、このような専門的学術誌における学術研究成果の発表は、同一分野の専門家らによる検証・批判にさらされ、批判的意見も含む議論を通じ、その内容の正当性が確認されていくことが性質上当然に予定されているものといえる。以上のような本件各論文の本件各雑誌への掲載という情報発信の性質等は、本件各公訴事実記載の被告人の行為によって変わるものではない。

以上によれば、本件各論文の本件各雑誌への掲載は、特定の医薬品の購入・処方等を促すための手段としてされた告知とはいえず、薬事法 66 条 1 項の規制する行為に当たらないというべきである。

したがって、被告人に薬事法 66 条 1 項違反の罪は成立せず、被告会社にもその両罰規定は適用されない。以上と同旨の原判決の結論は正当である。」なお、

山口厚裁判官の補足意見が付言されている³。

ここで問題となるのは、学術論文の学術雑誌への掲載が、薬事法 66 条 1 項の規制する行為に該当するか否かに関して、薬事法 66 条 1 項の規制する「記事を広告し、記述し、又は流布」する行為の意義と薬事法 66 条 1 項の規制する特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段としてされた告知といえるか否かの判断方法である。

3、問題の検討

「薬事法における医薬品等の広告の該当性について（平成 10 年 9 月 29 日医薬監第 148 号都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局監視指導課長通知）」は、「薬事法における医薬品等の広告の該当性については、……下記のいずれの要件も満たす場合」として、「顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること、特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、一般人が認知できる状態であること」を挙げている。

最高裁令和 3 年 6 月 28 日第一小法廷決定も、「同項の規制する『記事を広告し、記述し、又は流布』する行為は、特定の医薬品等に関し、当該医薬品等の購入・処方等を促すための手段として、不特定又は多数の者に対し、同項所定の事項を告知させる行為をいうと解するのが相当である。」として、薬事法における医薬品等の広告の該当性は、「特定性」、「促進手段性」、および「認知性」を基礎として判断されるとする。

ここで、問題となるのは、「促進手段性」の判断基準とその認定である。最高裁令和 3 年 6 月 28 日第一小法廷決定は、「薬事法 66 条 1 項の趣旨及びその保護法益に鑑みると、同項該当性の判断に当たっては、特定の医薬品等に関する告知がその受領者によりどのようなものとして受け止められるかが重要であり、

³ 山口厚裁判官の補足意見は、次のとおりである。「私は、法廷意見に全面的に賛同するものであるが、補足して意見を述べておきたい。薬事法 66 条 1 項の規制対象となるためには、問題となる『記事の記述』が特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段としてされたものであることが必要であるという法廷意見の解釈は、同法及び同項の目的・趣旨等を明らかにすることによって導かれたものであり、表現の自由や学問の自由等を保障する憲法への適合性を確保するために行われるいわゆる合憲限定解釈の手法によったものではない。とはいえ、所論のような解釈を採り、本件におけるような学術論文の作成・投稿・掲載を広く同項による規制の対象とすることは、それらが学術活動の中核に属するものであり、加えて、同項が虚偽のみならず誇大な『記事の記述』をも規制対象とするものであることから、学術活動に無視し得ない萎縮効果をもたらし得ることになる。それゆえ、その結果として、憲法が保障する学問の自由との関係で問題を生じさせることになる。」

同項の規制する特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段としてされた告知といえるか否かは、当該告知の内容、性質、態様等に照らし、客観的に判断するのが相当である。」として、客観的な「特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段」すなわち、「促進手段性」を判断基準とする⁴。

これに対して、本決定が、促進手段性について客観的判断が相当であるとするのも、虚偽または誇大な記事が、需要者等を誤った判断に基づいた購入・処方へと導く客観的危険性が規制根拠であることと整合的である、という指摘がある。

[武藤、2022：140]

そして、最高裁令和 3 年 6 月 28 日第一小法廷決定は、客観的「促進手段性」の事実認定において、「本件各論文は、……研究者らを著者とし、……通常の学術論文の作法に従って作成されたものであること、本件各論文が投稿され、掲載された本件各雑誌は、いずれも査読を要する医学分野の専門的学術雑誌で……主な読者層は研究者や医師等の医学分野の専門家であると想定され、……同一分野の専門家らに向けた学術研究成果の発表である」。そして、「専門的学術雑誌における学術研究成果の発表は、同一分野の専門家らによる検証・批判にさらされ、批判的意見も含む議論を通じ、その内容の正当性が確認されていくことが性質上当然に予定されている」ため、「本件各論文の本件各雑誌への掲載は、特定の医薬品の購入・処方等を促すための手段としてされた告知とはいえず、薬事法 66 条 1 項の規制する行為に当たらない」とした。

これに対して、「学術誌に載った臨床研究の論文は、多くの医師の薬の使い方に影響を与え、実質的に広告と同等といえる。ノバ社らの主導により作成され、一旦掲載後に撤回された『論文』の体裁の文書は、ねつ造データに基づく『虚偽文書』であり、もはや『学術論文』ではない。旧薬事法のいう『虚偽又は誇大な記事』を含む『広告』そのものだ。」[増成、2019：86]、また、同様な判断をした原判決に対してであるが、「学術的研究報告であるというだけで直ちに客観的誘引手段性を否定することには疑問が残る。」[城下、2020：157] という批判がある。

さらに、本件行為の「記述」該当性に関する問題点について⁵、「本件公訴事実

⁴ 原判決（東京高裁平成 30 年 11 月 19 日判決）は、「客観的誘引手段性」という用語を用いている。

⁵ 「本件では、被告人はデータ改ざん等を行ったものの、虚偽記述がなされたとされる本件論文の執筆者ではなく、その本件論文の学術誌への掲載にも関わっていないため、薬事法 66 条 1 項の『記述』という実行為の直接的な主体とはなり得ないことを前提として、『記述の主体である V 論文執筆/掲載者（研究者）が、本件データ改ざん等を行いそのデータに基づく図表等

は、虚偽のデータを提供して本件学術論文を作成、投稿・掲載させる行為であるが、本決定は、学術論文の作成、投稿する行為に重点が置かれており、間接正犯の実行形態については、特に解釈を施していない」〔武藤、2022：140〕という見解がある。

この点について、「被告人の関与は、間接正犯というよりは、『幫助』と見るべきなのである。このような被告人の行為を『記事の記述』の実行行為とする構成は、あまりに広汎な薬学論文の執筆行為を『虚偽広告』とすることになってしまい、例えば『顧客誘引性』を用いて構成要件を限定しなければ、過度に広汎な処罰範囲を認めることになってしまうように思われる。」〔前田、2021Ⅱ：6〕という指摘がある⁶。

4、むすびにかえて

以上のように、最高裁令和3年6月28日第一小法廷決定は、薬事法66条1項の規制する「記事を広告し、記述し、又は流布」する行為は、特定の医薬品等に関し、当該医薬品等の購入・処方等を促すための手段として、不特定又は多数の者に対し、同項所定の事項を告げ知らせる行為をいうとし、薬事法66条1項の規制する特定の医薬品等の購入・処方等を促すための手段としてされた告知といえるか否かは、当該告知の内容、性質、態様等に照らし、客観的に判断するのが相当である、とした。そして、高血圧症治療薬を用いた臨床試験の補助解析等の結果を取りまとめた学術論文を、専門的学術雑誌に投稿し掲載させたなどの本件事実関係の下では、同論文の同雑誌への掲載は、特定の医薬品の購入・処方等を促すための手段としてされた告知とはいえず、薬事法66条1項の規制する行為に当たらないとした。これで、「ディオバン事件」において、被告人等の行為の刑事責任が否定され、無罪が確定した。

これに対して、薬事法の広告規制に関しては、被告人も被告会社も無罪とされ

を提供した被告人の道具として利用されたこと』を前提とする『間接正犯』が、検察官によって主張されたのである。そこで道具性の主たる根拠とされているのは、『本件論文の執筆者である研究者らはデータ改ざん等が被告人によって行われたこと及び被告人から提供された図表等が虚偽であることを知らなかった』という点なのである。被告会社の弁護人は、『研究者らは当該図表等が虚偽であることを認識していた可能性があり、検察官の立証ではその可能性が排除されたとまでは言えない』旨を主張しているが、論文に含まれる虚偽の内容の認識は、正面からは、立証されなかった。」という指摘がある。〔前田、2021Ⅱ：6〕

⁶ 「本件公訴事実の、製薬会社社員である被告人が研究者Vを道具として『記事の記述』を実行したというのは、非常に『技巧的』で苦しい構成である。たしかに、事情を知らないVを利用して被告人自らが論文を執筆したと整理し得ないこともないが、事態を素直にみれば、たとえ偽情報を含んでいたとしても、Vが学術論文を執筆して掲載させたと見ざるを得ない。」とする。〔前田、2021Ⅱ：6〕

た。「学術論文は、規制の対象外とされた。それでは、故意に研究データを改ざんし、国民の生命・健康を顧みず、巨額な経済的利益を得る行為を野放しにしておいても良いものであろうか。」[増成、2019：86]という批判がある。

確かに、「ディオバン事件」において、被告人および被告会社の行為について何ら刑事責任が問われないというのは、釈然としない。むしろ、「本決定は、学術論文の作法に従って作成された論文を、査読を要する専門的雑誌に投稿し、掲載させることは、旧薬事法66条1項の規制する『記事』の『記述』には当たらないことを判示したものである。『学術論文』の名を借りた（広義の）『広告』を全面的に否定したものとはいえない。」[武藤、2022：140]。しかし、山口厚裁判官の補足意見のように、「本件におけるような学術論文の作成・投稿・掲載を広く同項による規制の対象とすることは、……学術活動に無視し得ない萎縮効果をもたらし得ることになる。それゆえ、その結果として、憲法が保障する学問の自由との関係で問題を生じさせることになる。」

これは、あくまでも、起訴された被告人等の行為が、薬事法66条1項の実質的解釈によれば、誇大広告の罪の構成要件には該当しないとされたに過ぎない。薬品の安全性に関して、被告人等を含めて、薬事行政当局に問題が無かったとするものではない、という指摘がある。[前田、2021Ⅱ：4]

この「ディオバン事件」の問題の反省から「臨床研究法」が、平成30年4月4日に施行された。「臨床研究法」は、「この法律は、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的とする。」(同法1条)そして、企業からの支援を受けた臨床研究は治験と同様にモニタリングと監査の実施が義務付けられ、また、実施計画は指定を受けた審査委員会の意見を受けたうえで厚生労働省へ報告することも義務付けられ、これらに違反した場合には罰則が科せられることになった^{7 8}。今後の動向が注視される。

⁷ なお、「ディオバン事件」では元社員が所属を秘し、虚偽の所属先（大学）の非常勤講師の肩書でデータ解析など研究に深く関与し、論文に掲載させたという利益相反開示違反も浮き彫りになった、という指摘がある（桑島巖「ディオバン事件——研究者と企業の倫理」医の倫理の基礎知識2018年版 [https://www.med.or.jp/doctor/rinri/i_rinri/h12.html]（最終検索日：令和5年1月31日）参照）。

⁸ 実施計画を提出しない、記録を保存しないなどの遵守義務違反に対して、厚生労働省は改善・停止命令が可能となり、命令に従わない場合、罰則（50万円以下の罰金）が科される。緊急命令違反は、刑事罰（3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金）も科される。

参考文献

- 木下昌彦（2018）「研究不正と営利的言論の法理：ディオバン事件における薬事法 66 条 1 項の解釈論争を素材として」論争ジュリスト 25 号 68-75 頁。
- 城下裕二（2020）「虚偽のデータに基づき内容虚偽の論文を作成させて学術雑誌に掲載させた行為と旧薬事法 66 条 1 項にいう『記述』『令和元年度重要判例解説』有斐閣、156-157 頁。
- 堀尾貴将（2021）『実務解説 薬機法』商事法務。
- 前田雅英（2021）Ⅰ「最新 刑事判例研究(第 63 回) 虚偽広告罪(薬事法 66 条 1 項)の構成要件の実質的解釈[最高裁第一小法廷令和 3.6.28 決定]」捜査研究 70 卷 9 号 72-82 頁。
- 前田雅英（2021）Ⅱ「薬事法 66 条 1 項の規制する『記事を広告し、記述し、又は流布』する行為の意義～最一小決令和 3 年 6 月 28 日ー薬事法違反被告事件～」WLJ 判例コラム 235 号 1-7 頁。
- 増成直美（2018）「医学研究における不正行為の法的責任ーディオバン事件を手がかりとしてー」山口県立大学学術情報 11 号〔高等教育センター紀要 2 号〕67-79 頁。
- 増成直美（2019）「医学研究における不正行為の法的責任ーディオバン事件をてがかりとして(2)ー」山口県立大学学術情報 12 号〔高等教育センター紀要 3 号〕83-89 頁。
- 武藤真朗（2022）「旧薬事法 66 条 1 項の規制する行為の意義と学術論文の専門的学術雑誌への掲載」『令和 3 年度重要判例解説』有斐閣、139-140 頁。
- 薬事法規研究会編（2012）Ⅰ『逐条解説薬事法 第 1 部 5 訂版』ぎょうせい。
- 薬事法規研究会編（2012）Ⅱ『逐条解説薬事法 第 2 部 5 訂版』ぎょうせい。

2022 年専任教員研究業績一覧

Research Achievements in 2022

(2022.1.1～2022.12.31)

国際コミュニケーション学科

凡例

◎…著書 □…紀要・報告文

○…学会発表、☆…学会論文

記号なし…講演、その他

[著書、審査論文、学会発表、紀要等] (著者 50 音順：以下同)

□川崎直子・高野盛光：「総合的な学習の時間」の実践—日本語指導と特別支援教育が必要な児童のためのユニバーサルデザイン教室活動— 愛知産業大学短期大学紀要，第 34 号，pp.9-22，2022 年 3 月

□川崎直子：「外国人住民への子育て支援白書—支援者・保護者の声なき声を聴く—」2020 年度トヨタ財団助成事業「妊娠から乳幼児育児施策および外国人保護者の受入れ状況の調査研究と啓蒙活動による安心して出産・子育てできる社会づくり」報告書，pp.59-70，2022 年 12 月

□川崎直子：「支援者に知っておいてほしい“トップ 5”」「外国人住民への子育て支援白書—支援者・保護者の声なき声を聴く—」2020 年度トヨタ財団助成事業「妊娠から乳幼児育児施策および外国人保護者の受入れ状況の調査研究と啓蒙活動による安心して出産・子育てできる社会づくり」簡易版，pp.3-8，2022 年 12 月

川崎直子：「プレスクール指導者研修会」講演，令和 3 年犬山市多文化共生事業，NPO 法人シェイクハンズ主催，2022 年 1 月 9 日

川崎直子：「多文化共生と外国にルーツを持つ子どもの支援」，「亜細亜大学国際関係学部インターナショナルフォーラム」講演，亜細亜大学国際関係学部，2022 年 1 月 18 日

川崎直子：「岡崎市国際化推進委員会」委員長，岡崎市多様性社会推進課，2022 年 4 月

川崎直子：「日本語指導員養成講座」講師，蟹江町教育委員会，2022 年 9 月

川崎直子：「蒲郡市多文化共生推進プラン推進委員会」委員長，蒲郡市市民生活部協働まちづくり課，2022 年 10 月

川崎直子：一般社団法人かにえ子ども日本語の会代表理事，2005年9月就任至現在

川崎直子：一般社団法人 ViVarsity 監事，2021年11月就任至現在

川崎直子：内閣府「第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」委員，
蟹江町政策推進課，2021年11月就任至現在

川崎直子：内閣府「第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略 学習支援事業」
蟹江町教育課，日本語指導補助員，2022年4月至現在

川崎直子：文部科学省「令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業」蟹
江町子ども課主催プレスクール委託事業，コーディネーター・指導員，2022
年6月至2023年3月

川崎直子：内閣府「第2期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略 学習支援事業」
蟹江町教育課，外国人児童生徒対象夏休み宿題教室開催，2022年7月至8月

川崎直子：「日本語指導員養成講座」コーディネーター・講師，「内閣府まち・ひ
と・しごと創生総合戦略 学習支援事業」，蟹江町教育課主催，2022年9月至
12月

川崎直子：「愛知県 日本語学習支援検討事業」アドバイザー，一般財団法人日本国
際協力センター受託，2022年7月至12月

◎首藤貴子：共著『知る・わかる・考える愛知の高校入試：未来をつくる選択へ』
あいち県民教育研究所，2022.8，pp.1-144

☆首藤貴子：「学校のICT化に対する保護者の受け止め」『あいち県民教育研究所年
報』第30号，2022.6，pp.22-25

□首藤貴子：「「あいちLD親の会かたつむり」との意見交流」『あいち民研通信』第
191号，2022.5.23，p.15

○首藤貴子：「保護者による発達障害のある子どもが育つ人的環境づくり」あいち県
民教育研究所子育て親育ち部会，ZOOM，2022.7.29

○首藤貴子：「保護者による発達障害のある子どもが育つ人的環境づくり（2）」あ
いち県民教育研究所子育て親育ち部会，ZOOM，2022.8.12

□高野盛光：「「総合的な学習の時間」における学校図書館の重要性とその課題」，
『愛知産業大学短期大学紀要』，第34号，愛知産業大学短期大学，pp.1-8，
2022.03.20

□高野盛光・川崎直子：「「総合的な学習の時間」の実践—日本語指導と特別支援
教育が必要な児童のためのユニバーサルデザイン教室活動—」，『愛知産業
大学短期大学紀要』，第34号，愛知産業大学短期大学，pp.9-22，2022.03.20

- 高野盛光・松野澄江：「外国語教室における ICT 活用」，『愛知産業大学短期大学紀要』，第 34 号，愛知産業大学短期大学， pp.47-67， 2022.03.20
- ☆寺澤陽美：「仮想体験型英語コミュニケーション教材のプロトタイプ開発への取り組み」『ATEM 中部支部紀要』，映像メディア英語教育学会中部支部，2022 年 3 月， pp.1-13， 2022.3.31
- 寺澤陽美：「危機を乗り越えるリーダーの英語コミュニケーション術」，ASU 多言語・多文化教育研究会，愛知産業大学，2022.9.7
- 寺澤陽美：「バイデン大統領就任演説における「私からあなたへ」の語りかけの分析」，『愛知産業大学短期大学紀要』，愛知産業大学短期大学，第 34 号， pp.23-33， 2022.3.20
- 寺澤陽美：「危機時における英語コミュニケーション術」，『愛産大経営論叢』，愛知産業大学経営研究所，第 25 号， pp.29-36， 2022.12.20
- 西田一弘：「英語抽象名詞と冠詞の共起における、定性、特定性、総称性の関係性」，ASU 多言語・多文化教育研究会，愛知産業大学，2022.3.2
- 西田一弘：「英語抽象名詞と冠詞の共起における、定性、特定性、総称性の関係性」，『愛知産業大学短期大学紀要』，愛知産業大学短期大学，第 34 号， pp. 35-44， 2022.3.31
- 西田一弘：「日本人中・上級学習者と母語話者の英語抽象名詞の可算化に関する使用実態の定性、特定性、総称性からの分析」，『地域活性化研究』，岡崎大学懇話会，第 21 号， pp. 103-113， 2022.12
- ☆ Matsuno, S.(2022). Conduction peer evaluation in the video conference system, ZOOM: A comparison of two techniques. JACET Journal of Developmental Education, 2, 78-92.
- 松野澄江 & 高野盛光 (2022). 外国語教室における ICT 活用. 愛知産業大学短期大学紀要，第 34 号， 47-67.
- Matsuno, S. (2022). Use of Mentimeter in EFL writing classrooms, The 61st JACET International Convention.
- ☆Mitoma, Tamio (2022). *Herbert Spencer's Legacy in Social Sciences—Somló, Méray-Horváth, Polány, Magyar Jog-és Államtudományi Társaság De iurisprudentia et iuro publico* (HU ISSN 1789-0446)
- ☆三苦民雄：「スペンサー社会学の影響について－社会進化論の受容と展開－」，「説得交渉学研究」第 14 卷， pp.17-26. 2022.12.1.
- 三苦民雄：講演「SDGs と日本の意思決定」，2022 年度武蔵野市寄附講座現代教

養特講, 2022.10.28.

- 横瀬浩司：共著「憲法 39 条と刑事手続法」, 『愛知産業大学短期大学紀要』, 愛知産業大学短期大学, 第 34 号, pp. 69-76, 2022.3.31
- 横瀬浩司：共著「解釈と立法——ストーカー規制法の『見張り』——」, 『造形学研究所報』, 愛知産業大学造形学研究所, 第 18 号, pp. 55-59, 2022.3.31
- 横瀬浩司：共著「補助金申請と詐欺罪」, 『愛産大経営論叢』, 愛知産業大学経営研究所, 第 25 号, pp. 21-28, 2022.12.20

[社会活動]

- 川崎直子：一般社団法人かにえ子ども日本語の会代表理事, 2005 年 9 月 1 日就任
- 川崎直子：一般社団法人 ViVarsity 監事, 2021 年 11 月 1 日就任
- 川崎直子：「愛知県地域日本語教育推進計画策定検討会議」検討委員, 愛知県県民生活部社会活動推進課多文化推進室, 2021 年 4 月 1 日就任
- 川崎直子：「蒲郡市多文化共生推進プラン策定委員会」委員長, 蒲郡市市民生活部協働まちづくり課, 2021 年 6 月 1 日就任
- 川崎直子：「岡崎市国際化推進委員会」委員長, 岡崎市社会文化部多様性社会推進課多文化共生係, 2021 年 11 月 1 日就任
- 川崎直子：内閣府「第 2 期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」委員, 蟹江町政策推進課, 2021 年 11 月 30 日就任
- 川崎直子：内閣府「第 2 期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略 学習支援事業」蟹江町教育課, 日本語指導補助員, 2021 年 4 月 1 日至現在
- 川崎直子：文部科学省「令和 4 年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業」蟹江町子ども課主催プレスクール委託事業, コーディネーター・指導員, 2021 年 6 月 1 日至現在
- 川崎直子：内閣府「第 2 期蟹江町まち・ひと・しごと創生総合戦略 学習支援事業」蟹江町教育課, 外国人児童生徒対象夏休み宿題教室開催, 2021 年 7 月 30 日~8 月 31 日
- 川崎直子：「日本語指導員養成講座」コーディネーター・講師, 「内閣府まち・ひと・しごと創生総合戦略 学習支援事業」, 蟹江町教育課主催, 2021 年 10 月 1 日~12 月 31 日
- 首藤貴子：親の会パステル 活動協力
- 首藤貴子：豊明市市民提案型まちづくり事業 『とよあけ小・中学生子育て相談先ガイド 2022』執筆協力

首藤貴子：名古屋市いこいの家事業 講演（共同）、特定非営利活動法人葡萄の木，
2022.3.7

首藤貴子：名古屋市いこいの家事業 講演（共同）、特定非営利活動法人葡萄の木，
2022.7.11

首藤貴子：名古屋市いこいの家事業 講演（共同）、特定非営利活動法人葡萄の木，
2022.12.12

寺澤陽美：「災害語学ボランティア（英語）」，名古屋国際センター

松野澄江：「かにえ子ども日本語の会」正社員

松野澄江：「防災語学ボランティア（英語）」 名古屋国際センター

[助成金・委託事業]

川崎直子：2018 年度科学研究費 基盤研究（C）課題番号 18K00702「困り感のある外国人児童生徒への日本語教育と発達障害教育を融合させた支援策の研究」（2022 年度継続）

川崎直子：2022 年度科学研究費 基盤研究（C）課題番号 22K00680「発達に困難を抱える CLD 児の日本語支援に関する研究」（2022 年度新規）

川崎直子：トヨタ財団 2020 年度研究助成プログラム「妊娠から乳幼児育児施設および外国人保護者の受入れ状況の調査研究と啓蒙活動による安心して出産・子育てできる社会づくり」調査分析，外国人支援多文化共生ネット（代表 坂本久海子）

首藤貴子：2019 年度科学研究費基盤研究（C）課題番号 19K02825「インクルーシブ教育実現に向けた教師の力量形成に関する実証的研究」（代表）

[その他]

松野澄江：「Language Testing in Asia」（Published by Springer）論文査読者

編 集 委 員

横 瀬 浩 司

三 苫 民 雄

川 崎 直 子

愛知産業大学短期大学紀要 第 35 号

令和 5 年 3 月 31 日 発行

〒444-0005 岡崎市岡町原山 12-5

TEL 0564-48-8282 **FAX** 0564-48-8270

編集兼発行者 愛知産業大学短期大学通信教育部

責任者 高橋 実